

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 高橋 穩至

1 日時

令和8年2月27日（金曜日）

午前10時0分開会、午後3時0分散会

（休憩 午前11時53分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

高橋穩至委員長、畠山茂副委員長、福井せいじ委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、
佐々木順一委員、岩渕誠委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、久保田担当書記、吉田併任書記、大場併任書記

6 説明のために出席した者

（1）政策企画部

小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、
本多参事兼政策企画課総括課長、佐藤秘書課総括課長

（2）総務部

福田総務部長、村上副部長兼総務室長、畠山参事兼人事課総括課長、
佐藤参事兼財政課総括課長、多田税務課総括課長、岩間管財課総括課長、
藤原特命参事兼職員育成課長

（3）復興防災部

大畑復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、
戸田副部長兼消防安全課総括課長、石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長、
山本特命参事兼企画課長兼林野火災復旧復興推進課長、
久保防災課総括課長、細川消防保安課長

（4）ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、熱海地域振興室長兼県北・沿岸振興室長、畠山国際室長、
森田交通政策室長、小野寺科学・情報政策室長、兼平企画課長、佐藤管理課長、
齋藤市町村課総括課長、金森調査統計課総括課長、増澤地域企画課長、
八巻地域振興課長、森県北・沿岸振興課長、阿部科学技術課長

（5）I L C推進局

植野 I L C 推進局長、中村副局長兼事業推進課総括課長

(6) 出納局

滝山会計管理者兼出納局長、竹澤副局長兼総務課総括課長、
矢野会計課総括課長兼会計指導監

(7) 人事委員会事務局

八重樫人事委員会事務局長、品川職員課総括課長

(8) 監査委員事務局

大坊監査委員事務局長、加藤監査第一課総括課長

(9) 警察本部

中山警務部長、三浦参事官兼警務課長、新沼参事兼会計課長、鬼柳監察課長

(10) 議会事務局

藤原議会事務局次長、古川総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 75 号 令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し
承認を求めることについて

イ 議案第 76 号 令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条第 1 項

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳入 各款

歳出 第 1 款 議会費

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第 4 項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第 5 項 選挙費

第 6 項 復興防災費

第 7 項 統計調査費

第 9 項 人事委員会費

第 10 項 監査委員費

第 3 款 民生費

第 2 項 県民生活費中 復興防災部関係

第 5 項 災害救助費

- 第9款 警察費
- 第12款 公債費
- 第13款 諸支出金
- 第14款 予備費

第2条第2表中

第2款 総務費

- 第1項 総務管理費
- 第2項 企画費
- 第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係
- 第6項 復興防災費

第9款 警察費

第3条第3表中

2変更中 15

第4条

- ウ 議案第101号 反訴の提起に関し議決を求めることについて
- エ 議案第83号 令和7年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第84号 令和7年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）
- カ 議案第99号 紫波警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第100号 紫波警察署等庁舎新築（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第102号 和解に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第104号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第8号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

9 議事の内容

○高橋穩至委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、警察本部から発言を求められておりますので、これを許します。

○中山警務部長 お許しをいただきまして、警察官の非違事案について御報告いたします。

去る2月11日、不同意わいせつ容疑で盛岡東警察署地域課に勤務する警察官を通常逮捕いたしました。県民の安全、安心を守るべき立場にある警察官が不同意わいせつの容疑で逮捕されたことは、県民の信頼を大きく損ねる行為であり、おわび申し上げます。県警察といたしましては、今後事実解明のための捜査、調査を尽くし、その結果を踏まえ、厳正に対処いたします。

さらに、非違事案の絶無に向け、全職員に対する職務倫理教養や身上把握の再徹底を図

るなど、再発防止に努めますとともに、県民の皆様からの信頼回復と期待に応えることができるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

○高橋穂至委員長 それでは、これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 75 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第 75 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 3）の 5 ページをごらん願います。この専決処分につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることに伴い、執行のための予算を緊急に措置する必要がありましたので、1 月 23 日に専決処分を行ったものであります。

6 ページをごらん願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 199 万 7,000 円を追加し、補正後現計を 7,965 億 1,833 万 3,000 円としたものであります。

第 2 項歳入歳出予算補正の款項の区分等につきましては、7 ページから 8 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては、予算に関する説明書により御説明いたします。予算に関する説明書の 9 ページをごらん願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9 款国庫支出金、3 項委託金の補正額は 9 億 199 万 7,000 円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。10 ページをごらん願います。2 款総務費、5 項選挙費の補正額は 9 億 199 万 7,000 円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 1 項、同条第

2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、第 2 項企画費、第 3 項徴税費、第 4 項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第 5 項選挙費、第 6 項復興防災費、第 7 項統計調査費、第 9 項人事委員会費、第 10 項監査委員費、第 3 款民生費第 2 項県民生活費のうち復興防災部関係、第 5 項災害救助費、第 9 款警察費、第 12 款公債費、第 13 款諸支出金、第 14 款予備費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、第 2 項企画費、第 4 項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第 6 項復興防災費、第 9 款警察費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、2 変更中 15、第 4 条地方債補正及び議案第 101 号反訴の提起に関する議決を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋稔至委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、物価高の影響を受ける県立病院経営安定化に向けた支援、除雪などの重要な課題に対応する経費、財政健全化を着実に推進するための県債管理基金、財政調整基金の積立てに要する経費などを計上するものです。

議案（その 3）の 11 ページをごらん願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 733 万 2,000 円を増額し、補正後現計を 7,972 億 2,566 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項歳入歳出予算補正の款項の区分等につきましては、12 ページから 20 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明します。

21 ページをごらん願います。第 2 表、繰越明許費補正につきまして、当委員会所管に係るものは、2 款総務費のうち 1 項総務管理費から 6 項復興防災費まで、32 ページの 9 款警察費であり、2 款総務費、4 項地域振興費のうち商工建設委員会に付託される 3 事業について、事業執行に不測の日数を要したもの 30 事業を追加しております。

次に、34 ページをごらん願います。第 3 表、債務負担行為補正につきまして、当委員会所管に係るものは、35 ページからの 2、変更のうち、36 ページ、15、警察署庁舎整備事業の 1 件であり、限度額を変更しようとするものであります。

次に、37 ページをごらん願います。第 4 条、地方債補正の 1、追加につきましては、農業大学校教育環境整備等 3 件を追加で発行しようとするものであります。

また、38 ページの 2、変更につきましては、地域振興総務管理費等 7 件について起債限度額を変更しようとするものであります。

予算に関する説明書の 20 ページをごらん願います。まず、歳入について、1 款県税につ

いては、直近の徴収実績を踏まえて、それぞれ増額、減額補正をするものです。

1 項県民税は 22 億 9,800 万円の増。

21 ページ、2 項事業税は 14 億 9,800 万円の減。

22 ページ、3 項地方消費税は 26 億 300 万円の増。

23 ページ、4 項不動産取得税は 3 億 3,800 万円の減。

24 ページ、5 項県たばこ税は 300 万円の増。

25 ページ、6 項ゴルフ場利用税は 300 万円の減。

26 ページ、7 項軽油引取税は 7,200 万円の増。

27 ページ、8 項自動車税は 1 億 1,200 万円の増。

28 ページ、10 項狩猟税は 100 万円の減。

29 ページ、11 項産業廃棄物税は 800 万円の増となっております。

30 ページ、2 款地方消費税清算金は、全国の税収が見込みを上回ったことで 20 億 4,000 万円の増となっております。

31 ページ、3 款地方消費税については、国税の直近の徴収実績を踏まえ、それぞれ増額、減額補正するものです。

1 項特別法人事業譲与税は 17 億 3,000 万円の増。

32 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 1 億 4,000 万円の増。

33 ページ、3 項石油ガス譲与税は 200 万円の増。

34 ページ、4 項自動車重量譲与税は 500 万円の増。

35 ページ、5 項森林環境譲与税は 2,000 万円の減。

36 ページ、6 項航空機燃料譲与税は 200 万円の増となっております。

37 ページ、4 款地方特例交付金は、交付額の確定に伴い 1,388 万 6,000 円の減となります。

38 ページ、5 款地方交付税は、普通交付税の交付実績を踏まえ、92 億 4,092 万 2,000 円の増となっております。

39 ページ、6 款交通安全対策特別交付金は 3,483 万 8,000 円の減となっております。

40 ページ、7 款分担金及び負担金については、各種事業の補正や事業費の確定に伴う整理等であります。

まず、1 項分担金は 9,044 万 7,000 円の減となっております。

2 項負担金の計は、42 ページのとおり 1 億 857 万 7,000 円の減となっております。

43 ページ、8 款使用料及び手数料については、最終的な収入見込みにより整理を行ったものであります。

1 項使用料の計は、45 ページのとおり 1 億 9,856 万 4,000 円の減となっております。

2 項手数料の計は、49 ページのとおり 4,505 万 4,000 円の減となっております。

50 ページ、9 款国庫支出金は、国経済対策分の各種事業の補正や事業費の確定による整理等であります。

1 項国庫負担金の計は、52 ページのとおり 4 億 5,853 万 8,000 円の減となっております。
2 項国庫補助金の計は、64 ページのとおり 35 億 4,575 万 3,000 円の減となっております。

3 項委託金の計は、67 ページのとおり 1 億 5,774 万 4,000 円の減となっております。
68 ページ、10 款財産収入については、財産貸付けや不動産の売払い実績による整理等があります。

1 項産運用収入は、財政調整基金の運用益の増などにより 3 億 3,577 万 4,000 円の増となっております。

2 項財産売払収入の計は、70 ページのとおり 2 億 2,377 万 5,000 円の減となっております。

71 ページ、11 款寄附金については、いわての学び希望基金の増などにより 760 万 4,000 円増となっております。

72 ページ、12 款繰入金については、各種繰入金の整理を行うものであります。

1 項特別会計繰入金は 1,564 万 2,000 円の減となっております。73 ページ、2 項基金繰入金は 13 億 2,098 万 3,000 円の減となっております。

74 ページ、13 款繰越金については、令和 6 年度の決算剰余金の補正であり、113 億 8,465 万 9,000 円の増となっております。

75 ページ、14 款諸収入については、事業費の確定による整理となります。

1 項延滞金、加算金及び過料等は 2,358 万円の減となっております。

76 ページ、2 項預金利子は 3 億 4,299 万 2,000 円の増となっております。

77 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入は 9 億 9,615 万円の減となっております。

79 ページ、4 項貸付金元利収入は 154 億 329 万 3,000 円の減となっております。

5 項受託事業収入の計は、81 ページのとおり 9,027 万 5,000 円の減となっております。

82 ページ、6 項収益事業収入は 1 億 473 万 7,000 円の減となっております。

7 項雑入の計は、88 ページのとおり 6 億 588 万 4,000 円の増となっております。

89 ページ、15 款県債については、土木債の減少などにより、その計は 92 ページのとおり 55 億 1,766 万 7,000 円の減となっております。

令和 7 年度末の県債現在額の見込みについては、249 ページをごらん願います。一番右下の欄になりますが、令和 7 年度末現在高見込額は 1 兆 1,372 億 9,933 万 1,000 円となるものでございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。基本的には所要額の確定等に伴う減額補正であり、説明に当たっては増額となっているものを中心に御説明させていただきます。

93 ページにお戻り願います。1 款議会費、1 項議会費は、94 ページのとおり職員手当など 692 万円の増となっております。

97 ページをごらん願います。2 款総務費のうち 1 項総務管理費、4 目財政管理費は、決

算剰余金の財政調整基金への法定積立てなど 90 億 6,006 万 7,000 円の増、98 ページの 7 目情報システム管理費は、職員 1 人 1 台端末の更新など 12 億 1,819 万 2,000 円の増となっております。1 項総務管理費全体の計は、99 ページのとおり 108 億 3,502 万 2,000 円増となっております。

2 項企画費は、令和 8 年度当初予算の地域未来交付金の活用予定事業について、国補正予算における同交付金で本年度に交付される可能性があるため、2 月補正にも重複して計上する必要が生じたことから、102 ページのとおり 7,164 万 7,000 円の増となります。

3 項徴税費は、104 ページのとおり 2 億 8,071 万 8,000 円の減となっております。

4 項地域振興費は、2 項企画費と同じく地域未来交付金の今年度内の交付可能性があるため重複計上したことから、107 ページのとおり 3,190 万 7,000 円の増となっております。

なお、1 目地域振興総務費から商工建設委員会に付託される事業を除いた 4 項地域振興費の当委員会付託の補正額は 1 億 8,738 万 4,000 円の減でございます。

5 項選挙費は、109 ページのとおり参議院議員選挙執行費の実績などを踏まえ、4,579 万 5,000 円の増となっております。

6 項復興防災費は、111 ページのとおり 1,855 万 4,000 円の減となっております。

7 項統計調査費は、113 ページのとおり 5,178 万 7,000 円の減となっております。

9 項人事委員会費は、117 ページのとおり 1,508 万 8,000 円の減となっております。

10 項監査委員費は、118 ページのとおり職員手当など 1,203 万 3,000 円の増となっております。

125 ページをごらん願います。3 款民生費、2 項県民生活のうち、2 目交通安全対策費は 23 万 7,000 円の減でございます。

続いて、131 ページをごらん願います。5 項災害救助費は、災害救助基金への積立金など 5,554 万 2,000 円の増でございます。

194 ページをごらん願います。9 款警察費、1 項警察管理費の計は、196 ページのとおり 4 億 8,920 万 5,000 円の減となっております。

2 項警察活動費は、198 ページのとおり 5,311 万 5,000 円の減となっております。

224 ページ、12 款公債費は、繰上償還などに伴い 6 億 6,853 万 3,000 円の増となります。

225 ページからの 13 款諸支出金の主な内容について御説明申し上げます。2 項公営企業負担金は、物価高騰に伴うかかり増し経費など県立病院等事業会計の負担金を増額したことにより 19 億 5,249 万 9,000 円増となっております。

226 ページ以降は、税収の最終見込みも含まれての整理であり、3 項地方消費税清算金は 23 億 3,165 万 9,000 円の増となっております。

227 ページ、4 項利子割交付金は 1 億 9,951 万 4,000 円の増。

228 ページ、5 項配当割交付金は 1 億 341 万円の増。

229 ページ、6 項株式等譲与所得割交付金は 5 億 4,486 万 1,000 円の増。

230 ページ、7 項法人事業税交付金は 1,315 万 4,000 円の減。

231 ページ、8 項地方消費税交付金は 10 億 3,106 万 5,000 円の増。

232 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は 27 万 3,000 円の減。

233 ページ、10 項自動車取得税交付金は 11 万 9,000 円の増。

234 ページ、11 項環境性能割交付金は 5,043 万 6,000 円の増となっております。

235 ページ、14 款予備費は、今後の不測の事態に対応するため 1 億 9,916 万 9,000 円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤管理課長 反訴の請求に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 4）の 11 ページをごらん願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。令和 2 年 4 月に被告からのパワーハラスメントを受け自死した職員に係る損害賠償金に係る求償金等の支払いに関し、被告は債務不存在確認請求事件の訴えを県に対し提起するなど、県と被告との間に紛争が生じているところであり、県としましては、被告に対し、求償金等の支払い等を求める反訴を提起するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2 の原告及び被告についてであります。原告は県、被告は資料に記載の 1 名であります。

次に、3 の反訴の趣旨及び原因についてであります。反訴の趣旨は、被告に対し、国家賠償法第 1 条第 2 項の規定に基づく求償金 1,934 万 8,098 円及び遅延損害金の支払い並びに訴訟費用の負担の判決を求め、かつ当該求償金及び遅延損害金の仮執行の宣言を求めようとするものであります。

次に、反訴の原因であります。被告からのパワーハラスメントを受け自死した職員に係る損害賠償金 9,674 万 491 円を亡くなられた職員の御遺族に対して支払ったところであります。

当該損害は、被告が当該職員の直属の上司として行ったパワーハラスメント行為に起因し、被告は部下職員の心身の健康に注意すべき安全配慮義務を怠り、複数の上司から指導方法の改善を求められたにもかかわらず改善しなかったなど、国家賠償法に規定する故意または重大な過失があります。

県では、被告に対し求償権を行使し、損害賠償金の 2 割に相当する 1,934 万 8,098 円の支払いを被告に請求しましたが、被告は支払いに応じず、債務不存在確認請求事件の訴えを県に対して提起したものであります。

以上で説明を終わります。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○臼澤勉委員 私からは、ただいま御説明がありました反訴の提起に関し議決を求める件について、お伺いいたします。

まず初めに、今回の反訴の提起が起きたこの事態について、改めて県の受けとめをお伺いいたします。

○佐藤管理課長 加害職員が前の所属でもパワハラ行為等を行い、複数の上司から指導を受けていた中で、今回のパワハラ行為を行ったことですか、周囲の職員が気づくほど明らかであった被害職員の体調変化を見落としたことなどから、少なくとも重過失と考えておりまして、国家賠償法に基づき求償権を行使したものでございますが、加害者に対してこのような説明の場を設ける機会も得られなかったこと、そしてそういった理解を得ることができなかったことは、非常に残念と考えております。

また、現職の県職員を訴えるに至ったことについて、甚だ遺憾と考えておりますが、相手に対しては県の損害に係る相応分の負担を求めていくために、訴訟を通じて求償権の行使が妥当であることを認めてもらえるように対応していきたいと考えております。

○臼澤勉委員 この件については、私も先日の代表質問で取り上げさせていただきました。今回のこの債務不存在確認請求が出されているこの事態を私は非常に残念だと思っております。

ただ、やはり一番残念なのは、パワハラによって職員がみずから命を絶たれたということ。そして、やはり県を相手取って、元の職場に対して、こうやって今いろいろと提訴を求められている。この前も代表質問で知事に対しても少しお伺いいたしましたけれども、今回のいろいろな処分とかもありますけれども、この調査が不十分だったのではないかということを問うておりました。いろいろと調査についても、県として第三者性に基づく調査が必要ではないかということでお尋ねいたしておりましたが、改めて県の御見解をお願いします。

○畠山参事兼人事総括課長 今回の求償に係るパワーハラスメントの事案の調査でございますけれども、実態の調査に当たりましては、調査方法や取りまとめ結果につきまして、県の顧問弁護士等にも相談の上、内部調査をしたというところでございます。そういったところで、客観性の担保にも留意しつつ、当部、あとはふるさと振興部合同により事実確認を進めたところでございます。

○臼澤勉委員 今回職員の処分に至る過程の中において、第三者委員会の案も存在したかどうかという事実、これを確認させていただきたい。

○畠山参事兼人事課総括課長 今回の調査に当たりましては、第三者委員会の案ということで、知っていることは特段ございませんでしたけれども、先ほど申し上げたとおりでございますが、調査方法や取りまとめ結果につきましては、顧問弁護士等に相談の上、調査を実施しているところでございます。

○臼澤勉委員 この件についても、ある方から県の内部でこの処分を検討するに当たって、第三者委員会の設置案についても検討されていたというようなお話は聞いているのですが、改めてそういった事実はあったのかなのか、これは重要なことですので、お伺いします。

○畠山参事兼人事課総括課長 当該調査の事案に関しての調査に関しましては、そういつ

た第三者委員会の案とかというところに関しては、私どもとしては特段の把握していることはございません。

○白澤勉委員 逆にお尋ねいたしますけれども、第三者委員会の設置も含めた検討、こういう職員がみずからパワハラによって重大な事故、事件が起きたということについて、やはり組織として、やるかやらないかは別にしても、検討すべき重大なポイントだと思うのですけれども、なぜ内部調査で十分と判断したのかお伺いします。その根拠をお示し願います。

○畠山参事兼人事課総括課長 今回の調査につきましては、内部調査ということでございますが、2回ほど調査を実行しているところでございます。1回目は、当該公所において事案発生年度に在籍した者など38名を対象に、対面でのヒアリング調査を行いました。また、その調査で証言があったことにつきまして、事案発生年度の当初在籍者を対象にしまして、目撃の有無を確認する趣旨の書面に関する再調査のほか、同僚からのハラスメント行為の有無、当該職員の直属の上司を対象としたヒアリング調査、それに加えて当該職員が在籍した公所の所属長を対象とした内部ヒアリングを計2回実施したというところでございます。この結果を踏まえまして、加害者に対しまして、令和3年3月に懲戒処分を行ったところでございますけれども、加害者からは懲戒処分についての特段の申立てはなかったという経緯がございます。

そういった中で、内部調査の中でも事実をしっかりと確認しながら、さらにその目撃の有無に関しましては再度調査を細かく行わせていただいたというところもございまして、今回は内部調査によるものと判断したところでございます。

また、先ほどの弁護士の相談のところでございますけれども、第三者委員会の設置は特段ございませんでしたけれども、相談内容につきましては、外部調査の可能性も含めまして、弁護士に相談した上で内部調査を行うということで決めたところでございます。

○白澤勉委員 改めてもう少し聞きますけれども、この第三者委員会の設置案を見送った、あるいは検討すらしなかったという、この判断は誰が判断されたのですか。

○畠山参事兼人事課総括課長 人事課において、組織として判断した結果でございます。

○白澤勉委員 具体的にどういう判断で、第三者委員会の設置を含めてやらなくていいと判断したのか、その具体的根拠をお示してください。

○畠山参事兼人事課総括課長 具体的な判断ということに関しましては、具体的話は今申し上げることができないところでございますが、いずれ、先ほど申し上げたとおり、外部の調査の可能性も含めまして、弁護士に相談の上、弁護士の意見を踏まえながら、内部調査をすることとして決定したところでございます。

○白澤勉委員 現実として、今その加害者職員が、県に対して納得がいけないということとで反訴を提起されているという事実があるわけでございまして、やはりこれはお互いにとっても不幸というか、要は納得していないから、こうやって反訴を提起しているわけでございます。だから私はその調査自体が不十分だったのではないかとということで問題提起を

しておりますし、逆に代表質問でも言いましたけれども、今回の事案を、やはり県の新しい風通しのいい、本当に信頼回復に向けた取り組みとして、今県の組織が試されていると思っているわけであります。

そういった意味でも、パワハラの実態把握、県組織の中で今回のこの事案が氷山の一角ではないと言えるのか。やはりそういった実態調査をすべきと思いますが、御所見をお伺いします。

○畠山参事兼人事課総括課長 パワハラの実態把握についての御質問でございます。実態把握につきましては、繰り返しになりますけれども、部下職員が匿名で所属長を評価する制度におきまして、今年度から所属長のみならず、担当課長等の部下職員への言動等への対応に関しましても調査項目に盛り込んでおります。また、その上で自由記載欄というものを追加しまして、全庁一斉のパワハラの実態調査として試行的に実施したところでございます。来年度は、さらに自身へのパワハラに限らず、周囲の職員の状況も踏まえて回答できるよう、現在検討しているところでございます。

そういった意味でも、パワハラの重大事案が発生した場合は、今回のような県の顧問弁護士等に相談の上、客観性の担保にも留意しつつ、まずは事実確認を進めてまいりたいと考えております。

○臼澤勉委員 やはり実態把握がすごく大事になると思うのですが、現在パワハラは何件ぐらい起きているのでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 ハラスメント防止等に関する基本方針を策定した以後でございますけれども、ハラスメント相談窓口に寄せられました相談件数は、令和8年1月末現在で44件となっております。相談窓口に寄せられた44件の相談のうち、ハラスメント認定に至った事実というところはございませんでしたが、相談者によく聞き取り、要望等を聞きながら、所属長からの指導や担当替えを行うなどして対応しているところでございます。

○臼澤勉委員 総務省で令和7年4月に全国の都道府県、あるいは市町村を対象にした地方公共団体におけるハラスメントに関する職員アンケート調査というものが公表されております。この結果を見ると、過去3年間にパワハラを受けた経験があるという答えが全体で16%弱。都道府県組織に関して言えば、14.4%という数字が出ております。先ほど県のパワハラの件数ということで答弁がありましたけれども、極めて少ない印象を持つわけでございます。本当に県組織として、パワハラの実態把握がしっかりとされていると胸を張って言えるかどうかお伺いします。

○畠山参事兼人事課総括課長 実態把握のことでございますけれども、先ほど申し上げた匿名評価制度のところを順次拡大しながら、現在実態把握に努めているところでございます。パワハラの実態把握につきましては、不断の見直し、防止も含めてですけれども、これは必要だと思っております。今回の試行の検証結果等も踏まえながら、来年度さらに効果的な調査になりますように、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 先ほど 14.4%と、総務省の全国調査を御紹介しました。1,000 人いれば 140 人がパワハラを受けた経験があるというような、そういうレベル感になるわけです。県組織で仮に 4,000 人だとして、普通に調査すると 500 人ぐらいの方々が何らかのパワハラをここ 3 年間で受けたというような答えが統計的に出てくるかと思うのですけれども、そういう問題意識は持たないのですか。

○畠山参事兼人事課総括課長 今委員から御紹介のありましたアンケート調査の結果を考えますと、いろいろ憂慮する部分もあると思っております。そういった意味で、相談しやすい体制づくり、それからどういったことを聞けばいいのかとか、そのようなパワハラ概念に関して全庁的に共有していくこととか、そういった部分が大切になってくるのではないかと私どもも考えております。そういったものを踏まえながら、さまざまな対策を講じながら、不断の見直しを進めながら、パワハラへの対応をしっかりとやっていきたいと思っております。

○白澤勉委員 今回のこの件においても、県組織としての責任の所在というものも代表質問で聞かせていただきました。知事も答弁の中では、トップに安全配慮義務であったり、内部統制責任というものはやはり存在することが答弁されていたと私は受けとめております。

単なる上司、部下の間の、その懲戒処分だけではなくて、やはりトップとして、あるいは部長なり、上司の方々がやるべき責任、それはまさに職員の安全配慮義務であり、そういった内部統制責任があるということを言っているわけであります。そういう責任があるのであれば、なぜもっと積極的にこの今回の事案を受けて、5 年も放置とは言わないですけれども、我々議会にも明らかになってこない中において、みずから組織のガバナンスとして、その全体像をやはり把握する努力、亡くなった職員のためにも、そういう姿勢を見せるべきではないのですか。ぜひそこについては、今回のこの訴追事案の話も含めた大きな意味で、県の信頼回復に向けてのそういった取り組みをなぜもっと積極的に、自分たちの組織を本当によい組織につくっていくという自分事として捉えないのですか。ぜひ全庁の職員を対象にしたアンケート調査、実態把握、これを早急に望みます。御答弁をお願いします。

○畠山参事兼人事課総括課長 知事及び幹部職員には、委員御指摘のとおり、安全配慮義務と内部統制の責任がございます。今回の事案を教訓としまして、同じ悲劇を繰り返さないように再発防止に取り組むことが大切と考えております。

そういった意味で、実態調査も含めまして、相談体制を拡充したところでありますし、来年度から全ての所属の業務目標にハラスメント防止を盛り込むこととしておりますし、また先ほど御答弁でも触れましたけれども、全ての職員層の研修にハラスメント対策を組み込むこととしております。そういったもの、不断の見直しをさらに図りながら、今後も組織としての再発防止策に取り組んでまいります。

○白澤勉委員 知事もそのように答弁されておりました。今年度試行的に実態調査云々と

言っていますが、いずれしっかりとその調査をして、二度とこのような事案が起きないような不断の取り組みをしっかりと行っていただきたいと強く要望して終わります。

○**畠山茂委員** よろしく願いいたします。私からは、令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）について1点伺いたいと思います。

総務費の一般管理費、2款1項1目の管理運営費の中で出ていましたNHKの受信料の支払いに必要な経費について関連してお伺いしたいと思っています。新聞報道によると、全体で8,000万円ということで、金額も大きいので、この物価高騰でなかなか一般市民の方の生活が厳しい中で、私も市民の皆さんから、この金額を見て、行政は何しているのだという御意見を数件いただいたところでもありますので、少しここで何点か確認をしたいと思っています。

この件は、去年から全国的に新聞報道でも、あちこちの自治体でこういう事例が発生しているわけでありますけれども、まず最初にお聞きしたいのは、今回の措置に至った経緯ですけれども、教えてもらいたいのは、今回こういう調査をしたのは、NHKとか、あるいは総務省のどこかから通知が来て、改めて調査したらこういう結果だったとか、そういった調査に至った経過をまずお伺いしたいと思います。

○**村上総務部副部長兼総務室長** 今回の未契約に至る経緯でございますが、今委員からお話ございました全国の自治体におきまして、カーナビ付公用車などに関するNHK受信料の未払いが報道されたことを受けまして、本県ではコンプライアンス強化の一環としまして、公用車のカーナビに限らず、ポータブルナビ、テレビ、ディスプレイ、携帯電話、スマートフォンなど、県機関の所有する全ての受信可能性がある機器につきまして、知事部局のほか、他の執行機関等を含めた全庁調査を実施したところでございます。

○**畠山茂委員** カーナビを含めてさまざまに——ちなみに車の台数でいうと、どのぐらいそういったところを把握なさっておりますか。

○**村上総務部副部長兼総務室長** カーナビにつきましては、公用車のカーナビ174台、ポータブルカーナビ26台、計200台となっております。

○**畠山茂委員** わかりました。総務部に聞いていますけれども、今回の部分は、全体での数字ではないのですか。県庁全体で8,000万円だと思うのですけれども、今の数字は総務部の話なのか、それとも県全体、例えば警察とか、教育委員会とかを含めての数字なのか、もう一回確認させていただきます。

○**村上総務部副部長兼総務室長** 先ほど御答弁申し上げました台数は、知事部局のほか、他の任命権者を含めた台数です。

○**畠山茂委員** わかりました。今回8,000万円ほどの補正が出ているのですけれども、今回議会で新年度予算も出ていました。そうすると、これから新年度予算で見ると、NHKに支払う受信料、総体で言うと年間どのくらいの予算がかかるのか教えていただきたいと思います。

○**村上総務部副部長兼総務室長** 来年度の予算というお尋ねでございました。県機関では、

基本的にNHKによります定期調査が行われておりまして、毎年度その都度、新規契約も含めまして、受信契約が必要となる機器を調査いたしまして、受信契約を締結するという流れになっております。来年度に向けてはこれから把握するということをございまして、全庁的な総額については、申しわけございません、まだ正確なところは把握していないところをございまして、現状の数字をベースに今把握しているところをございます。

○**畠山茂委員** 毎年というか、ちなみに今年の補正も含めて大体どのぐらいのになるのか、もしわかるのであれば教えていただきたいのと、あとはまた一般市民の方からすると、これだけ大きな金額でしたので、行政として今回どのように責任を感じているのかということも多分求めていると思いますので、その点を最後に聞いて終わりたいと思います。

○**村上総務部副部長兼総務室長** 恐縮でございますが、今年度の契約予算の実績につきましては、今手元にございませんで、入手次第、追って御回答を差し上げたいと思っております。

今回の関係につきましては、全国的ではございませうが、当県におきましても受信料制度の理解不足という面がございませうし、カーナビにテレビの受信機能が備え付けられていることの認識が不足しておったことなどが大きな要因でございませう。大いに反省して、二度とこういったことがないように、必要な指示をしているものでございませう。

○**佐々木宣和委員** 私も、先ほど臼澤勉委員が質問されましたけれども、このパワハラ事案に関して少し伺いたいと思います。

一つ目は、今回県は遺族へ9,674万円の支払い済みで、元上司へ約1,934万円、2割を求償すると。これが国家賠償法1条に基づく求償であって、故意又は重大な過失認定が前提としてあるということです。

まずは、県が使用者責任に基づき、遺族に損害賠償を行った上で、求償するものとしていわけですけれども、県として、組織としての管理監督責任と、また個人としての重大過失責任というのをどのように整理しているのかということをお伺いしたいと思います。

○**佐藤管理課長** この事案は、加害職員のそういった行為が過去にあったというような情報が引き継がれなかった点ですとか、あとは組織的な被害職員に対するフォローが取れなかった点など、そういった点が組織的に責任があると考えております。

求償割合につきましては、加害職員の過去のパワハラ行為等が担当部局に伝達されなかったなど、そういう組織的な責任も勘案して、2割とさせてもらいました。残りの部分は、組織的責任として8割といたしました。

○**佐々木宣和委員** その割合も、そういうことなのだろうと思うのですが、やはり一番は組織管理の問題ということで、複数の上司から指導方法の改善指摘があったにもかかわらず、是正されなかったということで、そこの県として当該組織の管理監督体制、人事管理上の問題をどのように検証して、どのような課題があったと認識しているか。これが一番肝なところだと思うのですが、組織管理の問題として、何が問題であるとお考えか改めて伺います。

○佐藤管理課長 当事案に関しては、加害職員の上にも管理監督する上司がいたわけですが、その上にいた上司の方のパワーハラスメントに対する認識が不足していたということもあり、加害職員の行為を止められなかったと確認しております。当該事案が発生した組織においては、そのような職員が、加害職員とその上の監督する上司ということで設置されていたという点が問題であったと考えております。

○佐々木宣和委員 やはり一番大事な再発防止策ということなのですが、先ほど臼澤勉委員も言っていましたけれども、早期把握の仕組みであったり、管理職の指導であったり、その体制、人事評価いろいろな再発防止というか、ハラスメント対策をやられているかと思うのですけれども、やはりその実効性をどう担保していくのかというのはすごく大事なところだと思います。私も思うのは、日頃相談して仕事している関係性がある中で、逆に内部的に実はストレスを感じているというのを直属の方にそのまま言えるかどうかというところもあるので、要はハラスメント対策やそれこそ学校のいじめ問題みたいなのは、第三者的な方でないと相談できないのではないかといつも思うのです。要は内部で調査すると、言い方が難しいですが、気を遣ったりとか、そういったことになってしまいがちなのではないかとと思うので、対策するのであれば、外部のところからいろいろな応援をもらって、第三者的な人に、全くほとんど知らないような人に相談するというほうが効果があるのではないかとと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 第三者機関ということでございますけれども、本県には人事委員会がございまして、そこにも職員相談窓口を設けているところでございます。それから、もう一つ、公益通報の中におきましても、内部調査の中におきまして内部窓口、外部窓口というものがございます。法令違反が疑われる事案につきましては、公益通報制度の中で弁護士等の外部窓口への相談体制が可能となっております。そういった我々内部の調査のほかにも、人事委員会や公益通報窓口等を活用しながら、複層的な体制を整備しているということでございます。

○佐々木宣和委員 もう一つ、私が今回の議案で心配しているのが、例えばパワーハラスメント事案があったことに対して、職員の方々が萎縮してしまわないかということです。要は、上司も働いてもらいたい、何とか頑張ってもらいたいけれども、適切な指導とハラスメントを一応線引きしなければいけないと思うのです。この点がすごく重要なこと思っていて、逆に指導もしっかりできなくなっても困るところかと思うので、この辺の職員が萎縮しないようにしっかり指導するということとハラスメントの線引き、これをどう考えられているのか。

○畠山参事兼人事課総括課長 県政を担う職員に関しましては、一定程度その業務を遂行する上でも指導というもの、助言というものが要ということ、私どもも認識しているところでございます。その中で、やはりハラスメントに該当するような高圧的な言動とか、暴行はもろんなのですけれども、そういった対応をするということ自体がもう既にハラスメントになると思っています。

ただ、受けとめ側の考え方とか、いろいろな部分がございます。そういった意味で、今回研修、来年度から研修を全職員階層で行うということになっておりまして、ハラスメントに該当するものはどういったものなのかとか、意識をどういうところですり合わせていくのかとか、そういった部分をしっかりと全職員共有しながら、風通しのよい職場づくりを進めてまいりたいと思っております。

○佐々木宣和委員 やはり気持ちよく働きたいわけございまして、それぞれがモチベーションを持って仕事をされているかと思います。けれども、パワハラ事案みたいなことも出てきてしまうので、結局それを解決するためには、ある程度、体制を確立して、そういった事案に対応していかなければいけない。先ほどの第三者的なところもしっかり考えてもらわないと、結局おっかなびっくり仕事をされても困るものでもありますので、今回この事案を一つの教訓として生かしていただきたいと思います。以上です。終わります。

○高橋穂至委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 83 号令和 7 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第 83 号令和 7 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 58 ページをごらん願います。令和 7 年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 3 億 9,390 万 1,000 円を減額し、補正後現計を 1,825 億 2,786 万 9,000 円とするものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の 303 ページをごらん願います。まず、歳入であります。1 款財産収入、県債管理基金の諸支出金運用に伴う運用利子の増により 1 億 748 万 5,000 円の増額でございます。

304 ページ、2 款繰入金は、一般会計からの繰入金でありまして、繰上償還などに伴い 6 億 9,661 万 4,000 円の増額でございます。

次に、歳出でありますが、306 ページ、1 款公債費の補正の主なものは、借入れ実績に伴う元金、利子の補正でありまして、合計 3 億 9,390 万 1,000 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 84 号令和 7 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○竹澤副局長兼総務課総括課長 議案第 84 号令和 7 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 61 ページをごらん願います。令和 7 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 788 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 1,764 万 4,000 円としようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 309 ページをごらん願います。まず、歳入でありますが、1 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税、2 目使用料及び手数料及び 3 目軽自動車税環境性能割を合わせまして、計 387 万円余を減額しようとするものであります。

310 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金は 1 億 1,176 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、311 ページ、歳出でありますが、1 款繰出金、1 項一般会計繰出金は、1 目県税、2 目使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、本年度、令和 7 年度歳入の見込みに合わせて、計 8,458 万円余を増額しようとするものであります。

312 ページ、2 項歳入歳出外現金繰出金は、1 目軽自動車税環境性能割に係る証紙収入を所在市町村に払い込むため、歳入歳出外現金に繰り出すものであり、本年度、令和 7 年度の歳入の見込みに合わせて 2,330 万円余を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 99 号紫波警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第 100 号紫波警察署等庁舎新築（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中山警務部長 紫波警察署等庁舎新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございますが、議案第 99 号の建築工事及び議案第 100 号の電気設備工事の概要についてまとめて御説明申し上げます。

まず、議案第 99 号の建築工事について御説明申し上げます。議案（その 4）の 9 ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、総務委員会資料に基づき御説明を申し上げます。

まず、1 の趣旨についてでございますが、紫波警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5 億円以上であることから、議会の議決を求めるものでございます。

2 の内容であります。工事名は紫波警察署等庁舎新築（建築）工事、工事場所は紫波郡紫波町桜町地内、現地建て替えとなります。契約金額は 14 億 7,180 万円で、請負率は 93.69%。請負者は、樋下建設株式会社・昭栄建設株式会社特定共同企業体、請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

3 の工事概要及び入札経緯等につきましては、資料を 1 枚おめくりいただきまして、資料 2 ページの 5 の工事概要をごらん願います。本工事は、老朽化、狭隘化の著しい紫波警察署及び交通機動隊本隊並びに人を死亡させた罪の公訴時効の撤廃及び延長が行われ、証拠品を長期にわたって適正に保管する必要性が生じたことに伴い、新たに設置する証拠品保管専用施設の各庁舎を紫波郡紫波町桜町地内に一体整備するものでございます。

施設規模でございますが、庁舎棟は鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 2,775.32

平方メートル、鉄筋造2階建ての車庫など附属棟を合わせた合計延べ床面積は 3,671.49 平方メートルとなります。

その下の6、完成期限であります、着工日から540日間、3か年工事となり、令和9年8月の竣工を予定しております。

なお、次ページ以降に入札結果説明書及び入札調書を添付しておりますが、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、議案第100号の電気設備工事について御説明を申し上げます。議案（その4）の10ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、先ほどと同じく、便宜、総務委員会資料に基づき御説明を申し上げます。

1の趣旨についてでございますが、建築工事の説明と同様、予定価格が5億円以上であることから、議会の議決を求めるものでございます。

2の内容でございますが、工事名は紫波警察署等庁舎新築（電気設備）工事、工事場所は紫波郡紫波町桜町地内、現地建て替えとなります。契約金額は5億4,230万円で、請負率は99.45%、請負者は株式会社山田電設・株式会社興和電設・株式会社金澤電気工業所特定共同企業体、請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

3の工事概要及び入札経過等につきましては、資料を1枚おめくりいただきまして、資料2ページの5、工事概要及び6、完成期限の説明となりますが、建築工事と同様の内容となりますので、割愛をさせていただきたいと思います。

なお、次ページ以降に入札結果説明書及び入札調書を添付しておりますけれども、こちらも説明のほうは省略をさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋穩至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○臼澤勉委員 今紫波警察署庁舎の新築工事の請負契約議案が提案されましたけれども、これはこれでよろしいかと思うのですけれども、県内の次の警察署の建て替えの予定とか、どのようなスケジュールで進めて、県民の安全、安心の確保の環境整備をやっていく予定なのか、よろしいでしょうか。

○新沼参事兼会計課長 今後の施設整備計画についての質疑でございますけれども、今後経過年数、あるいは老朽度合いによる警察署の新築を今検討しているところでございます。先般新聞報道等もございましたけれども、現在、その後の警察署再編計画を、住民説明会等で説明をしながら新築整備を進めてまいりたいと思います。

ちなみに、あくまで老朽度合いというところからいたしますと、次期が、遠野警察署が昭和51年7月に建築されておりました、築49年経過しております。その次となりますと一関警察署、これが昭和53年9月に建築されておりました、そちらが築47年経過しておりますという状況でございます。

○臼澤勉委員 順次耐用年数等々過ぎた警察署の整備につきましても進めていく必要があらうかと思います。

それで、今回は警察署の建て替えの話ですけれども、1点だけ、先般、盛岡市から内丸ビジョン——内丸地区再整備基本計画というものが示された中において、今県庁の建て替えの話が出ておりますけれども、警察本部についてはどのように御認識されているのか、お伺いいたします。

○新沼参事兼会計課長 今の警察本部庁舎の今後の計画でございますけれども、警察本部庁舎自体については、経過年数等を考慮いたしますと、まだまだ新築の構想というところは、組織的にはまだ検討には至っていない状況でございます。

ただ、先ほど委員からお話があったとおり、そういう内丸ビジョン、あるいは県庁の建て替えといったところを今後県当局と情報連携しながら、今後の計画については検討してまいりたいと思います。

○臼澤勉委員 ぜひ連携して検討を進めていただきたいと思うのですが、この前公開された内丸ビジョン、ごらんになったことはございますか。あのビジョンに今後の内丸地区周辺の官公庁のいろいろな整備の件が示されているのですけれども、警察本部あるいは盛岡東警察署の建物自体がなくなっております。要はそういうことからすると、今連携を図ってと答弁がありましたけれども、逆に言うと作成者側、あるいは今回はふるさと振興部も盛岡市と内丸ビジョンなり、今後の防災拠点をここの内丸地区周辺にやはり集約していこうという、この流れの中において、自分たちの建物がなくなっているということについて、何か一言、私は言うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○新沼参事兼会計課長 今委員から御指摘のとおり、そのところは今後県当局と連携を取ってまいりたいと思います。

○臼澤勉委員 実は非常に重要なポイントなのです。ビジョンとはいえ、今後そういった中長期的な絵を描いた中において、今後のまちづくりであったり、施設整備でそういった部分が動いていく、そういったベースになってくるわけでありまして。そういった中において、警察本部の建物自体が今後県庁舎の建て替えとあわせてどのように検討されていくのか。今は耐用年数があるから、まだ検討しなくていいではなくて、県庁舎の建て替えが進んでいる今だからこそ、次の20年先とか10年先を見据えて、警察本部としても申入れとか、あるいはこういった議題として意思表示をしていく必要が私はあるのではないかと思います。

ましてや、後でじっくり見ていただきたいと思うのですけれども、そういった部分においても東署も集約しているのか、よく分からない状態になっているのです。そこはしっかりと見た上で、今後の警察署の今回の話ですけれども、警察本部としても、そういった環境を整えていただきたいという思いで、そういう気づきをいただければ幸いと思い、お話しさせていただきました。終わります。

○岩渕誠委員 私は、1点。今紫波警察署の建て替え自体は、それはそれでいいのですが、それに関連して、今後老朽化の進む警察署の統廃合を含めて、こういう計画を持っているわけですが、警察は過去に留置管理に関しての不祥事案があって、それを踏まえて、特に

女性の被疑者に対しての集中管理をするということで、事実上集約をして運用されています。

ただ、この広い県土の中で集約をするということ、人的な資源、管理の容易さはある一方で、やはり捜査にかかる時間の短縮、あるいは接見をする弁護士の接見時間の問題とか、集中管理はどこでも今各県やっていますけれども、進行することに対して、一度きちんと検証して、例えば新設をする紫波警察署だったり、その次のところだったり、集中管理の候補になっていると思います。運用上は、そのようにやっていると思いますけれども、この辺もう一度検証して、集中管理、施設の更新に合わせて検証すべきものと考えておるわけですが、現状集中管理をした中で、どのような問題点があるか、警察としてはどのような認識を持っているのかお示しいただきたいと思います。

○三浦参事官兼警務課長 女性留置施設の集中管理につきまして、どのような問題意識を持っているかという御質問でございますけれども、そのとおり現在盛岡東警察署庁舎にあります本県本部に女性被疑者を集中管理するという形で運用しているところでございますが、これは遠方の警察署の女性被疑者を留置することになるわけで、確かに弁護士、弁護人接見等に関しては、御不便をおかけしているというのはそのとおりだと思います。また、捜査に係る警察署への移動時間もかかるというところでございます。そのような問題点があるのは承知しております。

そのような点も踏まえまして、委員御指摘のとおり、これから老朽化している警察署を順次建て替えていくことになるわけですが、どのような運用が適正、妥当なのかということは、不断の見直しをしていきたいと考えております。一旦このような集中管理運用を開始したからといいまして、あとは未来永劫この状態を続けていくのかということになるのかと言えば、なかなかそうではなくて、その時々運用上の不都合が生じてきますので、しっかりと検討して、関係団体とも協議しまして、適正妥当な運用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○岩渕誠委員 いろいろその問題を少し因数分解していくと、女性の被疑者の留置に関しては、どうしても女性警察官のボリュームというところがまず第一に出てくるわけでありまして、これはたしか平成5年、もしくは6年だったと思いますが、初めて岩手県で女性警察官を採用して、以来30年たって今管理職、警視も出てきているという状況です。実態とすれば平成の1桁台のときに警察署側の、例えば交番の宿直環境とか、トイレの環境とか集中的に整備をして、人材を育てたという中で、女性警察官の対応力については、多分これは問題ないかと思っております。まず、その辺の認識はいかがですか。

○三浦参事官兼警務課長 女性警察官につきましては、そのとおり平成5年から採用を始めているところでございます。対応力という面につきましては、男女関係なく一人前の警察官として育てるために、当然警察学校での訓練をはじめとして、現場に出ましてもしっかりと指導者がついておりますし、もしくは上司の下、一人前の警察官となるべく知識、

技能を磨いているところでございます。施設に関しましても、女性警察官が働きやすい設備をしっかりと設置、配置しまして、そういった点を進めているところでございます。現状女性警察官の知識、対応力に不足があるかといえば、そのようなことはないと認識しております。現状しっかりと警察官としての役目を果たしていると認識しているところでございます。

○岩渕誠委員 私は、対応力に問題がないというよりは、相当優秀だと思っております。私は、1期生を取材しておりますので、よくわかっております。

それで、元に戻しますが、女性被疑者の留置の関係で、やはり一番、通常であれば、司法機関の支部あるいは裁判所の支部、これに大体みんなぶら下がつてやるというのが普通であります。そういう意味でいくと、いろいろなことがあって、今やっているのは、それはそれでいいのですが、岩手県の広大な範囲の中で、やはり分散をして、せめて支部のあるところ、もしくは沿岸部、県南部、県央部、県北も含めて三つぐらいないと、これはなかなか司法警察としての質がきちんと担保できないのではないかと考えております。

その必要性はお認めになっておりますので、今後全部タイムスケジュールの中に合ってくればいいのですけれども、一方でやはりなかなかお金のかかる部分もありますから、それであればもう少し管理の分散ということで、もう一回検証を含めて、もう一度検討の俎上にのせるべきではないかと思うわけでありますけれども、この辺、警務部長、いかがですか。

○中山警務部長 委員に御指摘いただきました署の建て替えに合わせて、今留置の関係でございすけれども、もちろん現在の留置業務の運用の仕方をしっかりと検証して、分析をして見直すということはもとより、私どもも将来的なビジョンの中で、何年後に建て替えるから、では組織をどうしていくのか。組織をどうしていくかという中で、業務が例えば留置もあれば交通もありますし、刑事もありますし、そういった全体の中で業務をどう集約していくのか。業務のあり方とセットで、ただ単に古くなったら建て替えればよいということではなくて、しっかりと業務の見直しの視点を持って、何が最適かということを不断に検証しながら、見直しながら、計画的に検討を進めて、必要な職員が働くための環境整備と、ひいてはそれを基に機能することでパフォーマンスが上がることで、それが安全、安心の確保に寄与するものと考えておりますので、そのように進めてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 いずれ留置管理というのは、なかなか内部でも簡単に見られる場所ではないし、見せてはいけないところだと思います。したがって、これまでの警察の不祥事の深刻なところというのは、留置管理のところに出てきますし、昔から留置管理課もありましたけれども、それもあって留置管理課というの所属を新設してやっているわけでございますので、その辺せつかくやったのであれば、将来的にどのように対応するかというのをしっかりと検討していただきたいと思います。終わります。

○高橋穂至委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 102 号和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長 議案第 102 号和解に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明をさせていただきます。議案とあわせてごらんください。

まず、1、提案の趣旨であります。東日本大震災津波に伴う原発事故による放射性物質の影響対策に要した費用で、平成 30 年度から令和 3 年度までに実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じないものについて、ADR センターに和解仲介の申立てを行ったところであり、同センターから提示があった和解案により和解するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、3、経緯でございますが、これまで県では 3 度にわたり ADR センターに和解仲介の申立てを行ってきたところであり、今回の和解は第四次和解仲介の申立てとして、令和 5 年 6 月定例会において、東京電力が支払いに応じない 8,272 万円余についてあっせん

の申立ての議決をいただきました。

その後、東京電力から任意の支払いを受けたことなどにより、申出額を順次減額し、最終申立て額は 8,263 万円余となったところでございます。

2 ページをごらんいただき、ADR センターの審議が進み、令和 7 年 11 月に同センターから東京電力が県に対し 1,393 万円余を和解金とする和解案が提示され、令和 8 年 1 月に東京電力がこの和解案を受諾する意思を表明したところでございます。

4、和解の内容及び和解額の内訳、(1)、和解の内容につきましては、ア、イのとおり、東京電力は県に対し、本和解成立後 21 日以内に和解金を支払うとするものであり、和解の条件といたしまして、ウ、和解に含まれない部分には、本和解の効力が及ばないこと、エ、県は遅延損害金を別途請求しないことなどとされております。

3 ページをごらんいただき、(2)、和解額の内訳ですが、損害項目のいずれにおいても和解金は満額とはなっていない状況でございます。各項目 2.3%から 77.1%の和解割合と

なっており、全体としては申立額 8,263 万円余に対して 16.9%の 1,393 万円余が認められたところでございます。

最後に、5、和解する理由についてであります。主に1ポツ目のとおり、これ以上の賠償額が提示される可能性は低いと考えられること、2ポツ目、仮に訴訟した場合でも、和解案以上の支払いが命じられるか不透明であることなどを踏まえ、県顧問弁護士等に相談いたしましたところ、和解案を受諾することが適当との御意見であったことから、県といたしましてもADRの和解案のとおり和解をすることが適当と考えているものでございます。

なお、4ページに参考資料といたしまして、これまでの損害賠償請求及び支払いの状況をお示ししております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋稔至委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩渕誠委員 今回の和解については、これは行政経費の部分だと理解をしておりますが、年々、第一次で40%、第二次で28.9%、三次で73.3%という和解率に対して、今回は極めて厳しい和解の16.9%という数字が出てきたと思います。今回具体的には人件費の部分の額が大きくて、非常に割合が少なく、このような特別の金額になっていると思いますが、これは具体的に大きな形での区分けはなっていますが、どの部分が認められて、どの部分が認められていないのか、まずこの辺の詳細をお尋ねします。

○石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長 各項目とも満額とはなっていないという説明でございます。まずは、大きく人件費でございますが、全体といたしまして、時間の経過とともに必要性や関連性が減少していくといったようなADRの考え方があろうかと思えます。正式な回答ではないので、そう思われるというところでございますが、人件費、放射線影響対策に要した人件費、各部局から積み上げたものに対しまして、8,000 万円ほど仲介申立てをいたしました。過去と比較してその関連性が時間の経過とともに低くなっていくと見られまして、これまでより低い状況となっております。

また、測定計経費につきましても同様でございます。前回は、2割認められていたところ、今回は時間経過とともにさらに厳しい状況となっておりますし、旅費につきましても、十数年経過後について必要な旅費だったのかどうかというところが厳しく見られたものと考えております。なので、一つ一つというよりは、全体の時間の経過、それが大きく影響したのかなと考えております。

○岩渕誠委員 そのとおりだと思いますが、確認のため、ADRの部分については言及がありましたが、東京電力ホールディングス株式会社の主張とこちらの主張と最もかみ合わない部分が人件費の部分で、今説明のあったような主張を東京電力はされていると認識していいですか。

○石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長 ADRは、先ほど御答弁申し上げたとおり、もう一つ東京電力の考え方でございますが、東京電力も基本的には時間の経過とともに減

少していくものだと考えているものと思われますし、もう一点は原発事故を起因として、本当に県が負担を強いられたものなのかどうかというのは、ADR以上に東京電力は厳格に見ているようなイメージを持っております。

○岩渕誠委員 私は、原発事故において、いろいろな被害をいまだに被っている地域にありますので、その東京電力の言い分については、極めて不快、不愉快であります。当初仙台市に拠点を置いて、ほとんど毎週、毎日来て、いろいろなところを見ていた時代と違って、起因の原因者がそのような主張するというのは到底許されないということだと意見を申し上げます。

一方で、今後も原発事故に由来した業務というものは、県としても発生するのだと思います。どのような業務が今後残っていて、この業務に対しては実際に原発のADRの中で賠償が認められたものがあるのかどうか。これは、今後の一つの判断材料になっていくものと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長 まず、今後につきましても東京電力に対しましては、原因者である東京電力が一義的にその責任を負うべきものでありまして、被害の実態に即した賠償を速やかに行うよう、基本的に求めていく予定であります。

委員御指摘のとおり、まだ引き続き放射線影響対策の事業、県がやるべきものも残っていると思います。例えば県民の不安の払拭といったようなところも必要になろうかと思っておりますので、そういった情報発信につきましては、今後とも長く続いていくのだろうと考えております。

一方で、そういった県民の御不安といった、なかなか定量的にははかれないような部分、これについてはなかなか損害賠償が認められないような傾向があろうかと思っておりますけれども、いずれ先ほど申し上げた県としての基本スタンスでもって、実態に即した損害賠償請求、引き続き請求していきたいと考えております。

○岩渕誠委員 これは、行政体としての原発の放射線処理対策という範囲を少し超えてお話をしますが、当時、学校とかいろいろなところの汚染土壌処理ということで、あるいは軒から雨水があった下のところの石とか、これを除去して埋設、一時保管ということにして15年たちました。現状で言えば、それは空間線量とか、全くずっと変わらないわけでありまして、そういう意味においてはあまり問題はないのだけれども、ここに来てこれをまた埋め戻すというような国の事業もあるわけです。では、国は、はっきり言えば、あまり影響がないところで、手をかけていろいろやって、税金を使っているわけだ。一方で、県はちゃんと不安払拭のためにいろいろなことをやっていて、こちらは認めないということなのです。相対に見ると、非常にバランスの悪いものが出てきているのではないかと私は思っております。

一方で、例えば汚染牧草であったり、これは高濃度で汚染されて——ところが放射線で汚染されたものは県境を越えられないという法律がありますから、環境省も経産省もそれはもう低減するまで待って、あとは何とかしなさいという、そういう方向に岩手県の場合

はなっています。けれども、まだその保管施設というのはあって、これをどうするのだという問題があって、15年たってトータルバランスで見ると、原発事故に対しての費用負担というもののアンバランスが出ていますと私は思うわけです。なので、このADRの和解は和解として、トータルでもう一度費用負担という問題を見て、その上でこういうものに対しては、やっぱり税金の投入が必要だし、これにこれを使うのであれば、今むしろ動かさないで、こちらのほうにやったほうがいいというのは、もう一度僕は精査をする時期なのだろうと思います。

そうでないと、税金の使い方としても、これはやはりおかしい話で、別に原因者ももうしらばっくれたような態度ですから、不満は不満なのですが、ただ一応責任の所在をきちんと認識してもらい、そして一方で現実を認識してもらいという意味でも、こういったところの区分け、仕分け、整理の仕方、これは大事ではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長 委員御指摘のとおりだと県としても認識しております。仲介するADRにおいても、時間の経過とともになかなか認められにくくなっているという現状を踏まえると、今後どういった資源を活用して、どういった取り組みを集中的にしていくのかとか、そういったところの検討については我々も必要かと。少し15年も経過してきて、認められるもの、認められないものも、第五次ADRになってきましたから、そういうのも大分見えてきておりますので、これまでの一次から四次までの傾向も踏まえながら、取り組みについてもどういったものを集中的にやっていくのか、関係部局と連携しながら検討していきたいと考えております。

○岩渕誠委員 いずれADRに限らず全体の処理問題、これをやっぱりもう一度整理をして、これはもう単独でもいいですし、被災3県でもいいし、まとまった行動をぜひ新年度はやっていただきたいと思います。終わります。

○高橋穂至委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、議案第100号の審査の件に関し、発言を求められておりますので、これを許します。

○村上総務部副部長兼総務室長 先ほど質疑の際に、畠山茂委員から御質問がございましたが、県全体のNHK受信料の額でございます。全庁の予算額ベースでは取りまとめをしておりますが、今回の調査によりまして取りまとめた受信契約が必要な受信機器につきまして、全て地上波契約と仮定して具体的に試算をいたしますと、公用車のカーナビが約 260 台、テレビが約 1,800 台、計 2,060 台、年間にしますと 2,500 万円程度となるものと見込まれます。

○高橋穂至委員長 次に、議案第 104 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第 104 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、県内で家畜伝染病高病原性鳥インフルエンザが発生したため、防疫措置に要する経費を計上したものであります。

議案（その 5）の 5 ページをごらん願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 5,600 万円を追加し、補正後現計を 7,982 億 8,166 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項歳入歳出予算補正の款項の区分等につきましては、6 ページから 7 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明します。

予算に関する説明書の 7 ページをごらん願います。まず、歳入について、9 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、家畜伝染病予防費の補正に伴うものであり、5 億 2,800 万円の増額でございます。

次に、8 ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い、必要となる財源について財政調整基金からの繰入金を補正するものであり、5 億 2,800 万円の増額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 10 億 5,600 万円となっております。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋穂至委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穩至委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から次期次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画（最終案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤原特命参事兼職員育成課長 お配りしております資料に基づきまして説明させていただきます。

現在県で策定を進めております次期次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画（最終案）の概要でございます。この計画は、子供を安心して産み育てることができる社会の実現を図るため制定された次世代育成支援対策推進法、いわゆる次世代法と女性の活躍を進めることが社会の維持発展に不可欠との観点から制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく計画であり、これまで令和2年度から今年度、令和7年度を計画期間として取り組んできましたが、今般両法律の期限がそれぞれ10年間延長されたことから、前期期間の計画として、まずは令和8年度からの5年間を期間とする次期特定事業主行動計画の策定を現在進めているところでございます。

それでは、最終案の内容について御説明させていただきます。資料の1ページでございます。計画策定の趣旨につきましては、今後も複雑化、多様化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、記載にあるように、仕事と家庭を両立しながら、職員一人一人が持つ個性と能力を発揮し、活躍できる職場環境の充実、また若手職員がさまざまな業務に果敢に挑戦できるような組織風土の醸成、やりがいや成長実感を得られる職場環境の整備、加えて職員に占める女性職員の割合がふえております中で、女性職員のマネジメントスキルの習得であったり、キャリア形成の支援体制の充実、管理職への登用など、女性職員のさらなる活躍を推進することが重要となっていることを踏まえまして、引き続き両法との整合性を図りながら取り組んでいくために策定するものでございます。

同じく左側下段にございますけれども、計画の位置づけ・期間についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、両法律の期限が延長されたことに伴うものであり、この期間に合わせまして、今回策定する前期計画として令和8年度から令和12年度、また後期計画として令和13年度から令和17年度を計画期間とすることを考えております。

次に、資料の右側でございます。これまでの取り組みと実績でございます。計画は、3本の柱で構成しております。まず、一つ目の柱であります仕事と家庭の調和が取れる職場環境整備のこれまでの主な取り組みについてでございますが、セミナーの開催などの意識の醸成、在宅勤務制度やフレックスタイム制度の導入など、勤務環境の整備を行った結果、男性の育児休業取得率が令和6年度で98.7%、ほぼ全ての男性が育児休業を取得している

という状況になっております。そのほか、期間につきましても、3か月を超える職員が3割程度まで伸びてきているということでございます。

2本目の柱である若手職員の活躍推進のこれまでの主な取り組みについては、若手職員向けの研修の充実だったり、メンタルヘルス対策の充実・強化などに取り組んできたところであり、実績としましては、僅かではありますが、若手職員の研修満足度が向上しているところがございます。

次に、3本目の柱である女性職員の活躍推進のこれまでの主な取り組みにつきましては、女性職員が昇任に当たって不安に感じているキャリア形成への支援やマネジメントスキルの向上に向けた研修会などを通じた不安の解消に努めた結果、現行計画の目標値であります15%を達成し、管理職に占める女性の割合が上昇しているところでございます。

次に、2ページ目をごらんください。左側の課題と今後の方向性でございます。まず、柱の一つ目である仕事と家庭の調和が取れる職場環境の整備について、本県においては男性職員が育児休業を取得するのが当たり前の状況となっておりまして、今後は必要に応じて取得期間を長く取れる環境の整備や家事、育児の役割を担うなど、育児休業期間中の過ごし方の充実に向けた取り組み、またスムーズな職場復帰が可能となるような環境整備がより必要になってくると考えてございます。明るく生き生きとした職場風土づくりに向け、ハラスメント対策の強化も必要と考えております。

次に、二つ目の柱、若手職員の活躍でございますが、昨年度実施しました職員アンケートによりますと、若手職員が仕事のやりがいやモチベーションを高く向上させるものとして、自分の成長が感じられたとき、目標達成や成果を上げることができたとき、努力や成果に対する評価が得られたときの順で高い割合となっております。今後若手職員の目線に立ち、やりがいや成長が実感できるよう、個の職員の能力を高めることができる研修の企画であったり、デジタル技術の活用などによる業務の効率化や生産性の向上を図り、若手職員がより重要施策や、そのスキルを生かせる業務にチャレンジできるよう取り組みを進めることが必要と考えております。

柱の三つ目、女性職員の活躍でございます。これまで女性職員に対し、管理職への昇任に不安を抱える職員が多いことから、その不安の解消や職場での意識醸成に取り組んできましたが、今後は意識醸成の段階から、管理職となっている先輩管理職からマネジメントスキルや管理職としての心構えなど、知識やスキルの伝承に重点を置いた取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、これらの課題解消に向けた取り組みと目標についてでございます。資料の右側でございます。柱の一つ目、仕事と家庭の調和が取れる職場環境の整備でございますが、子育て職員への支援の充実として、これまでの取り組みに加え、必要なときに気軽に相談できる体制として、先輩職員を、仮称ではございますが、県庁子育て応援サポーターに任命しまして、気軽に育休中の不安であったりとか、あるいは復職前後の悩みなどを相談できる体制整備を考えております。

また、ハラスメント予防や対策を強化するため、全ての階層別の研修において、ハラスメント対策に係る講義を実施するとともに、新たに管理職やプレイングマネージャー層については、ハラスメントの予防と対策、それぞれの視点で研修の実施を考えております。

目標設定につきましては、3点を予定しております。一つ目は、取得の目標でございますが、男性職員の育児休業の取得を100%と考えております。

また、その取得期間の目標としましては、3か月以上という期間で、まずは50%を目標にしたいと考えております。この3か月以上につきましては、産後鬱の発症が3か月以内の発症が多いという医学的知見を参考に、まずはパートナーとして配偶者へのサポートと家事、育児負担の低減に取り組んでもらいたいということから設定するものでございます。

三つ目は、超過勤務時間でございますが、月間の超過勤務時間につきまして、12時間以内を目指すこととしたいと考えております。これは、近年超過勤務時間は減少傾向にありますけれども、まだ東日本大震災津波以前の水準に達していないということから、ここをまずは目指すというものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。柱の二つ目ですけれども、若手職員の活躍推進につきましては、デジタルネイティブの若手職員に向けまして、生成AIなどの活用促進に向けた研修であったり、若手職員自身がより基礎的知識や基礎的能力を高めたいという希望がありますので、その希望に添った研修を実施したいと考えております。

また、若手職員がやりがいや成長実感を持って成長できるよう指導する立場である管理職に向けて、既に取り組んでいることではございますが、若手職員の能力段階に応じた指導スキルの習得を目指した研修も充実させていきたいと考えております。

目標設定につきましては、国の人材育成・確保基本方針策定指針というものがございまして、そこでこの計画であったり、あるいは本県や県の職員アンケートの実績を基に成長実感のある若手職員の割合は80%と設定したいと考えております。

次に、柱の3本目であります女性職員の活躍推進についてでございますが、今後はこれまでの意識醸成から、既に先輩職員となっている職員に自身の不安や悩みを相談できる、これも仮称ではございますが、先輩管理職アドバイザーによるフォロー体制を整えまして、先輩から後輩に対し、管理職としての心構えなど、知識やスキルの伝承に一つフェーズを上げて取り組んでいきたいと考えております。

なお、この取り組みにつきましては、女性に限らず男性職員も対象にした取り組みを予定しております。

そのほか、有識者によりますジェンダーギャップ解消に向けた講演の実施であったり、あるいは女性職員と、それから女性管理職との交流会を実施したいと考えておりますし、また女性特有の健康課題につきましては、相談しやすい体制の確保や婦人科検診の受診啓発など、女性活躍推進に向けた取り組みを充実させていきたいと考えております。

目標設定につきましては、これまでと同様に管理職に占める女性の割合として、令和12年度に20%を目指すとしてと考えております。これまでの昇任推移であったりとか、あ

るいは職員の年齢構成などを参考に試算することにより、今現在国で検討されております男女共同参画基本計画の中で、各自治体の目標案として示されている 20%ということになっておりますので、それを含めての参考としまして、20%に設定したいと考えているものでございます。

以上、次期次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画（最終案）について御説明をさせていただきました。説明は以上となります。

○高橋穂至委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。少々中途半端になりますので、この際、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋穂至委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福井せいじ委員 それでは、今説明がありました次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画の概要について、何点かお聞きしたいのですけれども、まず一つ、育休の取得の促進が図られておりますが、聞きたいのは、育休取得率も高くなっていますし、それからその期間もかなり長くなっているのですけれども、この中で対応できる体制をいかに構築されているかということ。そしてまたその周辺、周囲の職員の方々の負担感というものがあるかないか、そういったことについてお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○藤原特命参事兼職員育成課長 2点御質問いただいたかと思います。周囲の体制ということかと思いますが、体制につきましては、お休みする期間によりまして、代替の職員や会計年度職員も含めてですけれども、そういった職員の配置をして対応しているというところもありますし、それから事務の見直しをして、効率よくして進めていくということで体制強化を図っております。

周囲がそれに対してどうなのかということかとは思いますが、これぐらい育休を取るのが当たり前になってきていますので、皆さんお互いさまという意識がすごく根づいているかと思っております。

○福井せいじ委員 具体的にはわからなかったのですけれども、例えば育休を取る、全体でどれくらい、例えばある機関に職員が 4,000 人いて、どれくらいの人が取るかかわらないのですけれども、私の考え方とすると、例えば育休取得に対応して、どなたかが誰か職員を少し増員しておく必要があるのかとか、あるいはそういう育休で休む場合に、人に仕事をつけるのか、仕事に人をつけるのかという考え方があるのです。例えば一つの仕事に対して何人かが随時対応していくかと、あるいは誰かにこういった仕事を与えるのかとなると、誰かに仕事を与えた場合は、その方が休んだときには、その仕事を誰かに振らなければいけないという状況になると思うのですけれども、どういう形で育休を取った方の仕事を補っているのかということを知りたいのですけれども。

○藤原特命参事兼職員育成課長 私の経験から申し上げますと、実際にそういった育休職

員がいた場合に、事務を見直した上で、本当に職員がやらなければならないもの、あるいは作業的に誰でもできるものという表現は難しいのですけれども、そういったものに分けて、職員がやらなければならないもののすみ分けをした上で、新たに会計年度任用職員さんを雇いまして、その方をお願いしたという経験はございます。

○福井せいじ委員 わかりました。そういった体制が取ればいいのかと思いますし、そういった場合は、ある程度労務費の負担増があるということも承知の上で、こういった体制をつくっているということで理解してよろしいでしょうか。わかりました。

先ほども話をしたのですけれども、労務管理というか、仕事を推進する上で、実は仕事に人をつけるという考え方、ある仕事に対してその人をつけると、何人かでやっていけば、人が1人抜けてもそれは代替できる。逆に、人に仕事をつけていると、その人がいなくなったら、また違う人がやらなければいけないという考え方があると思います。そういった仕事のやり方に対して、全体的に県庁全体として仕事の捉え方というもの、仕事と人の捉え方というのは、やはり1回つくって考えてみることも必要かと私は思いますので、これは御提案です。

次に、今度は概要ではなくて資料を見ると、15ページには若手職員の退職者の状況というのがあります。これは、知事部局における普通退職者数の推移ですけれども、令和2年から令和6年まであるわけですが、まず一つは退職者が非常にふえているということ、これをどのように捉えているのかということと、それから令和6年、各年度においても、20代の職員の方が45%から50%ぐらい退職者の割合を占めている。これの原因については、どのように捉えているかお聞かせいただきたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 退職者数の増加でございます。やはり人材確保がどこも、官民含め厳しい中、いろいろと採用したとしても、民間への転職希望とか、家庭の事情によりまして転出される方、結婚とかによって辞められる方とかというのがふえてきている状況でございます。それにつきましては、特に若い世代のところが顕著になってきているかと思っていまして、我々も先ほどの成長実感という話を指標にしたと書いていますけれども、やっぱり自分たちがやりがいを持ってもらえるような職場づくりをすることが離職の防止にもつながるかと考えていますので、そういったところにも力を入れながら、早期退職が、どうしても希望で出ていかれる方はやむを得ない部分はあるのですけれども、なるべく県庁で頑張ってもらえるように、これからも取り組んでまいりたいと思っています。

○福井せいじ委員 なるべく県庁で頑張ってもらおうというのは、それはもちろんなのだけれども、その原因についてわかりました。原因についてはわかりましたというか、若ければ若いほど、やはり転職する可能性というか、やりやすいということもあるので、それは若い人が転職する割合というのはわかるのですけれども、そうすると他県においてもやはり40%から50%の20代の方が離職しているのかどうか、これは捉えていますでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 他県の状況に関しては、済みません、今手元にないので、

お答え申し上げられないのですが、全国的な状況としては、やはりそういった傾向にあるという形で私は承知しております。

○福井せいじ委員 そういったというか、やはり 40%から 50%の割合があるのかどうかということが一つ。

それと、やはりこういう状況は、もちろん先ほど人事課総括課長がおっしゃったように、なるべく働いてほしいのだという思いがあるのであれば、やはり原因を明確に分析する必要があるのではないかと。他県の状況においてはどうなのか、あるいは辞めていく理由に報酬があるのかとか、あるいは先ほど言った成長実感があるのかとか、自己実現のアプローチがそこにあるのかとか、そういった分析をして対策を立てていくことが私は必要だと思うのですが、その点についてはその分析をしているのかどうか、これはどうでしょうか。

○畠山参事兼人事課総括課長 済みません。データでございますけれども、30 代以下の退職者数につきましては、全国平均値よりそれ以下ということになっています。全国が 3 %ぐらいに対して、本県が 2.5%ということになっております。ただ、そこに対してどのようにアプローチしていくかということに関しましては、非常にいろいろ、実感も伴わなければいけないということと、あとは具体的には自身のライフスタイル、経済事情の観点から転職するケースも多いと思っております。また、自分が希望していた業務に対しまして、ミスマッチしてしまうところがあって、そういったところはやはり配属を替えたりとか、担当を替えたりとか、どういった仕事をしたいのかというのを丁寧に酌み取りながらやっていかなければいけないと思います。

一方で、好きなものばかりやると、どうしても他の業務ができる職員というのが難しくなるところもありますので、そういったところは本人の希望と、その人のキャリアパスといいますか、成長していく上で、こういった好きな業務もあるのだけれども、別にこういったことを経験したほうがより成長実感が感じられるとか、うまくアドバイスしながらとか、そのような形を取りながら、いずれ若手の退職者を減らすように取り組んでまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 さまざまな原因があると思います。それを分析して、よりきめ細かな対応をしなければ、どんどん、どんどん辞めていく人が多くなっていくと思いますので、そこら辺はぜひ対応していただきたいと思います。

あと、18 ページに行くと、課題というのがありまして、ここに最初のポツで複雑化・多様化する県民ニーズというのがあって、若手職員の育成を担う職員が少ないとあります。これについて少しお聞きしたいのですが、若手職員の育成を担うということは、一体どういうことなのかなというのをちょっと。例えば初期研修をやるのか、あるいは OJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングでやっていくのか、そういった中で育成を担う職員というのはどういう定義になりますか。

○藤原特命参事兼職員育成課長 御質問ありがとうございます。若手職員の育成を担う職

員が少ないということなのですけれども、以前の行財政改革のときに職員採用を抑えたというところがありまして、その影響で若干、今若手を教育といいますか、指導する層が少ないという状況にあります。その後、東日本大震災津浪がありまして、職員を採用しているということで、若手がすごくふえているのですが、抑えていた年代で少ないということで指導ができないということで、指導する層が少ないということがあります。ですから、そういった層に若い人も、やっぱり指導者に今後なっていかなければならないということがありますので、研修の中でマネジャーとしての、いわゆるプレーヤーだけではなくて、マネジャーとしての仕事、役割であったりとか、そういった資格を持ったりとか、そういったものを研修で取り入れているという状況でございます。

○**福井せいじ委員** わかりました。そういった意味では、庁内の方が若手職員の指導なり、育成なりをしているというのは、苦勞もしているのだということがわかったのですけれども、これは例えば初期研修とか、中堅研修とか、こういったものを外部に委託するというような考え方というのはないのですか。

○**藤原特命参事兼職員育成課長** 職員の研修につきましては、庁内講師と、それから外部講師の両方で実施しております。庁内講師につきましては、県庁の計画であったりとか、財政であったり、会計であったり、そういった県の中の仕組みについては庁内講師ですけれども、マネジメントというものにつきましては外部委託しまして、外部の力をお借りしてやっているという状況でございます。

○**福井せいじ委員** この件について最後にしますが、そうすると職員研修のカリキュラム、これについてはどの部署でどこがその流れをつくっているのか、あるいはそのカリキュラムをつくる際にも外部からのアドバイスをいただいているのかどうか、それを聞きたいと思います。

○**藤原特命参事兼職員育成課長** 職員研修のカリキュラムにつきましては、人事課で一元的に作成しております。作成する際には、まず職員からの研修を受けてのアンケートであったりとか、あるいはそういったモデルの研修の必要性を見ておりますし、それから委託する際に、外部委員を含めまして、選定委員会の中でこういった研修が必要なのかとか、そういったものを含めてお話をしながら決めているという状況でございます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。私も大手企業に勤めていたこともありますし、それからまた自分で会社に帰ってきて研修を担当したこともありますし、実は、こう言ってはなんですけれども、講師によって随分違う、あるいは研修内容によって随分違う。この仕事を続けるかどうかというモチベーションを維持するには、やはりそういったインパクトのある講師であったり、内容が濃かったりすれば、そこに行ってまた学びたいという気持ちになると思いますので、ぜひそういった教育研修についても力を注いでいただきたいと思います。

次に、この際に移ります。まず初めに、クアオルトに対する取り組みについてお聞きしたいと思います。クアオルトについては、いわてクアオルトネットワーク研究会、それか

らいわてクアオルト共創ネットという組織があるように伺っていますが、この組織体制と活動状況について伺いたいと思います。

○森県北・沿岸振興課長 まず、いわてクアオルトネットワーク研究会でございますけれども、このネットワーク研究会につきましては、クアオルト健康ウォーキングを通じた地域住民の心身の健康づくりに取り組むほか、県内外の関係機関とネットワークを構築し、クアオルト健康ウォーキングを活用した地域づくりを図ることを目的に、令和7年3月に設置をされたものでございます。

その組織体制につきましては、企画運営を行う運営会議の構成員としまして、クアオルト認定コース整備を行った滝沢市、岩手町、一戸町に加えまして、事務局を務める当室、またコースを有する民間事業者が参画をしているところになります。

また次に、クアオルト共創ネットワークでございますけれども、こちらのクアオルト共創ネットワークにつきましては、民間企業や団体、個人が参画するネットワーク組織として、現在民間を中心として今年の4月頃の設置を目指した動きがあると承知をしているところでございます。本県のILCの誘致を見据えて、クアオルト健康ウォーキングの普及により、県民の心身の健康と企業の健康経営、地域の活性化を目指すものとしているところでございます。

活動につきましては、設置後に本格化すると思っておりますけれども、大学と企業、地域との連携も検討されていると聞いていますところでございまして、今後当室が事務局を務めております、いわてクアオルトネットワーク研究会とともに連携を深めながら、取り組みが進むことを期待しているといった状況でございます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。今既存の組織としては、いわてクアオルトネットワーク研究会があるということですか。今後というか、地域住民の心身の健康づくりとか、さまざまな形で健康増進に取り組んでいくということですが、これは私も見つけられなかったのですけれども、予算とか、今年の事業計画については、何かお考えがありますでしょうか。

○森県北・沿岸振興課長 今年といいますか、令和8年度の事業計画につきましては、現在ネットワークの事務局をしております民間事業者等と、ちょうど今、来年度何をすべきかという意見交換をしているところでございます。予算につきましては、県北・沿岸振興室でこちらの取り組みを進めてございまして、北いわてプラチナシティ推進事業費がございまして、その中で研究会を開催する経費でありますとか、講師の謝金や旅費、そういったものについては、当室で対応していけると思っております。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。市町村との連携についてお聞きしたいのですが、既存のクアオルトのルートとして、北上市、滝沢市にあると伺っています。そしてまた、今後岩手町、一戸町で展開したいということを伺っていますが、この市町村との連携で、県が主体として何か行う事業とか、あるいはどのような連携を図って、何を目的としてやっていくのか、またお知らせいただきたいと思います。

○森県北・沿岸振興課長 まず、市町村の取り組みへの支援でございますけれども、これまでコースの整備を行いました市町村につきましては、広域振興局の地域経営推進費におきまして、市町村がコースの看板の整備ですとか、プログラム実施に当たっての費用を支援しているところでございます。

また、今年度の市町村への支援につきましては、現在も我々が事務局をしておりますクアオルトネットワーク研究会にコースを設置している市町村も入っておりますので、その中でいろいろ意見交換をしながら取り組みを進めていきたいと思っておりますけれども、コース認定ができて、目下この受入れ態勢をどう整備していくか、例えばガイドをどう養成していくかでありますとか、予約であったり、プログラムをどう開発していくか、そういったところが市町村の課題と聞いておりますので、こういった辺り市町村と連携を取りながら取り組みを進めていければと思っているところでございます。

○福井せいじ委員 今までのお話は理解しました。

このクアオルトなのですけれども、皆さんも多分わかると思うのですけれども、一つは先ほど話が出た健康増進、それからそういった意味では、健康経営、それからまた観光的な要素も含んでいると私は思うのです。保健福祉部、商工労働観光部、それからあとは、これ I L C の関係もひとつ言葉が出てきましたから、I L C 推進局と、そういった横連携で取り組むことが私は必要であると思います。それで、その横連携についてどう捉えているのか。

それから、事務局というか、中心になって取り組んでいるのは、なぜふるさと振興部であるのか。逆に言えば、健康であれば保健福祉部、観光であれば商工労働観光部、そして、健康経営であっても商工労働観光部、そういった形のほうが推進しやすいのではないかなと思うのでありますが、そこら辺についても見解をお聞かせください。

○森県北・沿岸振興課長 まず、庁内の横連携についてでございますけれども、昨年度研究会で開催をした勉強会に庁内の関係する部局にお声がけをいたしまして、保健福祉部でありますとか、総務部でありますとか、そういったところに御参加いただいたところでございます。クアオルトの取り組みが、まだ歴史が浅いということもあって、まずはクアオルトの理念でありますとか、先進事例の取り組み、そういったところを庁内の中でも理解を深めながら取り組みを進めていければと考えております。

また、当室で所管をしている理由でございますけれども、もともと I L C の実現を見据えて、海外から来られた、特に欧州から来られた研究者の方々の保養というような意味で、民間主導で始まった取り組みと理解しておりまして、この取り組みでありますとか理念が県北・沿岸振興に、交流人口や地域の振興に資するものと捉えておりまして、我々が所管をしているものでございます。

また、この取り組みの輪が今後広がっていくということの中で、そういった場合が進んでいくという中では、県の中での所管についても検討していければと思っております。

○福井せいじ委員 ぜひこのクアオルト、私は非常に広がりがある事業かと思っています。

実は、私の知り合いの建設会社の福利厚生で、1日クアオルトに行って家族と一緒に楽しんできた。そういった意味では健康経営にも役立ちますし、福祉厚生という側面からも活用が見込まれるのではないかと思います。また、グリーンILCの促進にも結びついて、裾野の広い事業だと思いますので、ぜひこれからも大事に育てていってほしいと思っています。よろしくお願いします。

次に、消防団活動の支援について伺います。まず、消防団、財政状況というか、財政支援について一つお聞きしたいと思います。

○細川消防保安課長 消防団の財政状況と財政支援の内容についてでございますが、消防団の財政状況につきましては、各市町村では消防団員の報酬のほか、団員の被服費、活動用資機材、自動車関連経費、屯所の管理費等を予算措置しており、これらの経費の多くは地方交付税によって設置され、その額は標準的な行政機能の団体で6,401万5,000円となっているところでございます。

また、消防団が災害時に効果的な救助活動等を行うための資機材の整備につきましては、国の消防団設備整備補助金が平成30年度に創設されておりまして、令和6年度までに20市町村で高視認性活動服やトランシーバーなど、こちらの整備費に3,722万円余が活用されたところでございます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。いずれある程度の財政措置をしていただいているということはわかりましたが、私は現場にいて、なかなか一人一人の装備品に間に合わないところもある。それは、やはり今度はおおのの消防団の後援会で何とか負担しているという状況もありますので、今後ともぜひ一人一人の消防団員が安全に活動できるような形で財政支援をしていただきたいと思います。と思っています。

次に、消防団の団員の充足状況、そしてまた団員確保に対する取り組みについてお知らせいただきたいと思います。

○細川消防保安課長 県内の消防団員数は、令和7年4月1日現在で1万7,895人であり、各市町村条例定数の合計2万2,985人に対する充足率は77.9%となっております。

次に、団員確保の取り組みでございます。消防団は、地域の防災力の確保に欠かせないものであることから、県では消防団員確保のため、団員の年額報酬、出動報酬等の処遇改善や役割を限定した機能別団員制度の導入を促進するとともに、市町村や国が認定する消防団協力事業所へのインセンティブの付与、いわて消防団応援の店の登録拡大などの取り組みを進めてきたところです。今年度は、こうした取り組みに加えまして、岩手県立大学等の大学祭で消防団活動のPRを実施するとともに、学生消防団員や女性消防団員等との意見交換会を初めて開催し、団員確保の取り組み状況について情報共有等を行ったところでございます。

県としては、引き続きこうした取り組みにより、消防団員の確保へ向けて市町村と連携して取り組んでまいります。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。さまざまな取り組みをなさっているというこ

とで、特に学生団員、女性団員との意見交換会などは、これからその内容を反映させて、ぜひ団員確保に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、非常に地域の方々の思いで成り立っているのが消防団ではないかと思っています。自分の仕事を持ちながら、ある意味奉仕精神でやっている部分が多いと思うのですけれども、私はここで消防団の役割というのはどこにあるのかというのをもう一回明確にしていきたいので、その役割について教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○細川消防保安課長 消防団員ですけれども、消防署の職員とともに地域の火災であるとか災害への対応、予防啓発活動などを行う消防組織法に基づいた法的に位置づけられた組織ということでございます。

○福井せいじ委員 それで、今聞いたのは役割を意識して活動してもらっているのか、あるいはその役割を担う人が本当に今から出てくるのかということをやっぱり少し考える時期に来ているかと。私も周りの人に消防団員にならないかと言っても、賛同してもらえない場合があります。北島副部長兼復興危機管理室長は、1分団で活躍していただいておりますが、本当に思いを持った人でなければなかなか入ってこない。逆に、そういった意味では、消防団の役割というのは一体何なのだろうか。それをもう一回県民、市民に、やっぱり投げかける必要があるのではないかと思います。でなければ、今後どんどん、どんどんその存在が小さくなってくる、存在価値が薄れていて、その存在価値を訴えてくことがやはり必要なのではないかと思います。

そういった意味で、町内会も同じですけれども、地域の人たちによって支えられている、そういった組織というものの大事さとか、重要さとか、その価値観というものをぜひ伝えていくような努力をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。要望で終わります。

○岩渕誠委員 私は、先ほど福井せいじ委員がお話をされていた次世代の関係でお伺いいたします。

質疑の中で、若手職員の育成をする層への負担が大きくなるという話がありました。今の県庁の職員構成のピラミッドは、くびれ型であります。50代が多くて、40代に絞られて、30代のところがきゅっと絞って、また20代がふえていて、こういうことであります。いろいろな意味で、この育成に当たる30代、そして政策的な起案をする30代のところが薄いので、これは退職者、定年延長になったところをそこで埋めてカバーをしていくという方針だったはずなのです。ところが、今勸奨退職者が定年延長の制度が施行されてから増大をしている。この問題は、前にも取り上げました。そうすると、何が問題かというと、30代をフォローする世代が少なくなるということと、もちろん全体的には職員の配置の問題が出てくるわけではありますが、退職者の補充は、これは新卒者の採用で調整するわけですから、そうするとますます中間層ところに対しての負担はふえてくると思っています。現状の分析については、どのようにしておられますか。

○畠山参事兼人事課総括課長 若手職員の育成に関しまして、中間層がなかなかいないと

いうことに関しましては、委員御指摘の部分にもございますとおり、なかなかその世代を新たに採るということは、年齢構成上難しいということで、新卒者を中心に採っているところでございます。

そういった中で、今やっている採用のパターンとしましては、実績はそんなに多くはないのですけれども、ジョブリターンと言われる都道府県職員とか国の職員を経験した人を採用するとか、そういったあらゆる採用手段を講じながら、中間層をどうにかして埋められないかというところに取り組んでいるところでございます。

いずれ若手職員をしっかりと育てていくためには、先ほど委員から御指摘のありましたような専門幹のような役職定年を迎えた、定年延長を迎えている人、ベテランの知識の伝承とか、あとは細かい話になりますけれども、メンターメンティー制度といって、希望する職員にはしっかりとその人の相談に乗るようなメンターをつけてフォローするとか、そういった個別の取り組みもやっておりますので、そういったことをやりながら、薄い中間層の部分の育成ということに関しても意を用いてまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 やっぱり数的に専門幹はそんなに多くないわけです。そうすると、どうしても 30 代に対してのケアというものが厳しくなる。私は、少し心配しているのは、2019 年の医療局改革のときの大きな問題の構図に似てきているわけです。当時は、やはり若手職員を指導する 30 代の層が大変厳しくなってきた、残業もどんどんふえて、診療も中心になって当たらなければいけないけれども、そのしわ寄せが多くなって、この人たちが辞めた後、県立病院はばんざいというような状況と、県の職員構成というのが非常に似てきたし、課題もかなり重複してきている部分があるのではないかと懸念をしております。

医療局改革のときには、思い切って業務の見直しをして、少しそこに対しての負担を減らしていくことで、ある程度解決に導いてきたわけですが、県の場合は、行政需要はどんどんふえているという中で、採用とか、そういうところだけでやっていくというのは——効果はあると思うのですが——極めて厳しい局面も出てくるのではないかと考えております。

若手職員に特化をするのはいいのだけれども、やっぱりトータルのバランスを見た上で若手職員をケアするという考えがないといけませんから、そうすると勧奨退職と言っているけれども、要は 50 代で辞める人だけという定義ですから、これが例えば約定によるお金の問題なのか、こういったところをトータルを考えていかないと、若手職員の育成というところで掛け声をかけても、これはもう 30 代が潰れてしまうという話になるので、これをしっかりと取り上げて、もう一回そこに議論的を絞ったほうがいいのではないかと考えているのですが、いかがですか。

○畠山参事兼人事課総括課長 いろいろと御指摘いただいたところは、我々もいろいろと考えていかなければいけないのではないかと考えております。今すぐそれに関する特効薬というのは、なかなか難しいところもあるかと思っておりますけれども、いずれ若手職員を指導していく中で、当然働き方改革や、今盛んとやっています生成 A I の活用といった業

務をどれだけ見直していくかというところが一つの肝になってくると思いますので、そういったものを併せながら、後進の育成ができる体制というものとか、あと業務を絞っていくというところに関しまして、意を用いてまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 いろいろなことをやらなくてはいけないし、あしたすぐできるわけではないけれども、人事というのはどうしても若手職員が先輩を見て、上を見て、この人たちが楽しく仕事しているとか、何かやりがいがあるとか、そういう中で公平公正な人事、そして公平公正な評価というのが絶対的な条件だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この際の発言に入りますが、まず防災対策、震災も近いわけでありまひますので、ここからやります。孤立集落対策の現状につきまひては、過去私も一般質問で取り上げたところでござひます。現状では、29 市町村の 449 集落が孤立の可能性あるということで、昨年の代表質問ではお答えをいただひているところでござひますが、その後の孤立集落対策、どこまで進んだのかお示しいただきたいと思ひます。

○久保防災課総括課長 令和 6 年度に行つた県のフォローアップ調査、449 か所の孤立集落が見込まれるということ踏まえまひて、県といたしまひてはその調査の結果を踏まえまひて、食料の備蓄であつたり、通信手段の確保につきまひて市町村に助言を行つているところでござひます。

また、県が行う総合防災訓練におきまひては、孤立集落からの救助を想定しまひた救助訓練というものを実施しているところでござひます。

○岩渕誠委員 助言を行つたとありまひますが、具体的な助言というのはどのような助言だったでしょうか。

○久保防災課総括課長 助言の内容でござひますが、まず集落内で自給が可能な分も含め、備蓄できているかを確認し、備蓄量が不足する場合には、市町村で備蓄している物資を孤立する可能性のある集落に移動するなど、集落の実情に合つた備えをすることでありまひすとか、家庭内備蓄についての周知について助言を行つておりまひす。また、通信手段が確保されていない集落につきまひては、優先的に安否確認を行う集落のリスト化を進めまひて、災害が発生した際には防災ヘリやドローンで円滑な安否確認を行えるような・・・方法を周知すること、また通信機器をいち早く届ける方法の検討をするとともに、通信機器の配備の取り組みを市町村に助言を行つたところでござひます。

○岩渕誠委員 そうした助言、そしてそもそまうちはやばいよというところを市町村とか孤立集落というのは、どの程度認識しているものでしょうか。それは、全て 449 の集落については周知をされている、少なくともそれに基づいて何かやっているということで理解していいですか。

○久保防災課総括課長 市町村におきまひては、フォローアップ調査の結果、岩手県が行つた助言の趣旨を踏まえまひて、国の地域未来交付金などの交付金を活用した衛星携帯電話、発電機、備蓄倉庫等の整備が進みつつあると考えておりまひて、一定程度孤立集落の

解消に向けた取り組みが進んでいると考えております。

また、各集落におきましては、来年度国のほうで孤立集落可能性状況調査を実施するとしておりまして、この調査に合わせまして県で作成しております孤立化地域カルテの更新を行うことで、集落においての備蓄や通信手段の状況を整理して、備蓄の見える化を図っていくこととしております。

○岩渕誠委員 今回の答弁の中で、国が孤立集落の状況調査を行う予定というような発言がありました。これはいつ行って、どのような、いつまでに調査終わっていくものなのか。そしてまた、県としてはこれまでの取り組みを踏まえて、どの程度解消されるのではないかと、期待値も込めて考えているか、把握をしているか、お示しいただきたいと思います。

○久保防災課総括課長 まず、国が行う調査の予定でございますけれども、現時点では国から来年度の予算の成立後の早い時期に調査を実施すると聞いておりまして、4月早々にということで調査開始を想定しております。

終了時期、調査期間については、今後調整とされておりますが、平成26年度の調査のときの例を考えますと、あの際には2月に調査開始をして、翌3月に県の取りまとめを行って、全国の結果の公表は11月ということでしたので、それに倣いますと4月に調査開始となりますと、ゴールデンウィーク明けから6月ぐらいに県の分が取りまとめが行われ、全国のが年末ぐらいの公表になるのではないかと考えております。

それを踏まえまして、県としましては国の調査結果が年末という、遅くなる可能性もございますので、一定程度県の取りまとめが終わった段階では、対策について検討して進めてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 わかりました。調査自体は、新年度で完結をするということですが、一方で集落ごとのカルテの作成というのは、県の事業になると思うわけですが、これもこれに合わせて新年度に完結をさせるべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○久保防災課総括課長 孤立集落の地域カルテの作成でございますが、先ほど申し上げたとおり、県分の取りまとめが終わった段階にカルテ作成に着手いたしまして、年度内には作成をして各市町村に情報提供して、各市町村におきましては、それを踏まえて孤立集落対策を進めていただくということと、各地域におきましてもそれぞれ自分の地域が孤立化するということを認識していただき、住民による備蓄の自助でありますとか、自主防災組織の共助による意識啓発というのを進めてまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 予算上、事業上のスピード感というのは、そういうものでいいと思うのですが、やっぱり防災というのは、まさにこの瞬間に何が起きてもおかしくないことでありまして、そういう意味では当該市町村、当該集落にやっぱりその情報をきちんと出すことというのが必要だと思います。

かつて大船渡市でも、うちのところは孤立するよ、あるいはやばいよというところは、自前で例えば毛布はもう要らないよと、それは行政からよこさなくたって、引き出物でもらったやつがたくさんあるから、それをまず1軒で1枚ずつ出そうよとか、あるいはうち

はもう独自に避難しましたというボードを作ってやっているような集落もありました。だから、早く情報を出してあげて、うちはこういう状況でやばいのですよということを示してあげることが大事なので、カルテづくりに着手するというタイミングが行政上の手続としてはわかるのですけれども、やはり早めに、これまで調査をしてやっているものがあるわけですから、これをきちんとやらないと、本当にスピード感というのは、もうやろうと思っていたのだけれども、来てしまいましたでは、これはどうしようもない話なので、そういう意味では手順に従わなくてもできるものというのはあると思います。その辺のメリハリというのをぜひつけていただいて、やっていただきたいと思うのですが、そのことに関する所感と、やはり孤立集落を解消するに当たっての本県の最大の課題というものの認識がありましたら、ここでお示しをいただきたいと思います。

○久保防災課総括課長 孤立集落の状況の情報提供でございますけれども、委員御指摘のとおり、国の調査を踏まえまして、速やかに市町村に提供いたしまして、市町村としっかりと連携をしまして、各集落に情報が行き、各集落で自助、共助の部分における対策が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、孤立集落の課題ということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、やはり各地域での備蓄の確保でありますとか、通信手段の確保ということが非常に大事だと考えてございますので、市町村には国の交付金等もしっかりと活用しながら対策も進めるということと、先ほど申したとおり、カルテの周知を徹底しまして、集落の孤立可能性があるという意識の向上に努めてまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 いずれこれは情報を早くするとともに、情報を共有することというのが大事だと思うのです。要は知恵の出し合い、善政競争を促していく。例えばこのまちではこういう形であったけれども、こういうお金を使ってこうしましたというのを共有して、そういう方法があるのだというのを、それは競争になっている部分があるから、隠したいという市町村もあるのだと思いますけれども、ただこれはそんなことを言っていられないわけで、やはりこの震災の経験を生かしていく、犠牲者を一人も出さないという決意の下で、今防災計画が進められているわけでありまして、それは特段の留意を払って、情報共有と迅速な手続に進んでいただきたいと思います。これは要望です。

次に、最近の経済政策について、県の基本的な考え方を伺いたいと思います。経済政策の中で、今まではケインズの的な需要こそ経済成長という考えの下で、需要創造という中で進められてきたのが、特に不況のときには伝統的な経済政策の手法でありますけれども、アベノミクス、少し前ぐらいからはイノベーションというのが経済政策、成長戦略の中で大きなワードになっていて、このイノベーションをどう捉えるかというのは一つの問題なのですが、県としては今回もイノベーションをうたったスタートアップ成長促進事業などというものもありますが、県として捉えるイノベーションの定義というのは何でしょうか。

○本多参事兼政策企画課総括課長 イノベーションの定義でございますが、一般的にイノベーションというのは技術革新とか、そういった言葉で捉えられているかと思うのですが、

委員が本会議でも取り上げましたシュンペーターが提唱するイノベーションというところで申し上げますと、単なる技術的な革新にとどまらず、新商品の創出でありますとか新しい生産方法、新市場の開拓、新しい供給源の獲得、また産業組織の再編、新しい事業形態の創設、幅広い視点で取り組むということが重要と指摘しておりまして、まさに今そういった局面にあるのだらうと考えております。

○岩渕誠委員 私らが学生時代は、イノベーションというのは、経済学の中ではかなりマニアックなところでありまして、なおかつその後社会人になって、イノベーションというのは技術革新というような日本語の訳だったのですが、これは最近インターネットで調べても、かつてはこういうふうな訳だったという過去形でありまして、今は技術革新にとらわれない、今本多課長が答弁されたような意味合いで捉えられているというのが、これがまず標準的な考え方だと思います。

そうすると、シュンペーター的な経済学の理論というのがバックボーンになっているということは、それは県もそうだということは確認をできたと思いますが、ケインズとシュンペーターの2大経済学——今日経済学の講義するつもりはないのですが——ケインズは需要です。シュンペーターはイノベーション、どちらも共通するのは投資です。ケインズは、専ら需要創出は公共投資、財政出動によって投資をやる。だから、短期的でもいいのですけれども、シュンペーターのほうの投資というのは、銀行、民間資本を中心にしてやるというのが一般的でありますし、そうでなければいけないというのが理論上の話なのですが、要はそうすると今度のスタートアップ事業も、1回の会議はやるのだけれども、どうやって長期的な投資を促していくかというのがイノベーションを成功させるかどうかの鍵であると思いますし、過去日本政府が取り組んできたイノベーションがうまくいかないのは、やはり民間の投資が長期的にいかないということと、それから経済環境、なかなか不況のときにイノベーションやるといったときに、どっちかという起業家のほうが潰れてしまう、資金がもたないから潰れてしまうということと、イノベーターとなり得る若者の雇用が不安定なので、このイノベーターの収益になり得ないということで、これは失敗してきたというケースになります。

だから、その失敗に学ぶのであれば、若者と長期の民間投資をどうやって確保していくかというのが岩手県のイノベーション戦略、成長戦略のファンダメンタルなところのものだと思うわけですが、この辺はどのように担保していくのか。過去の政策の失敗に学んで何をしたいと考えているのか、お示しをいただきたい。

○本多参事兼政策企画課総括課長 今委員から御指摘がありましたとおり、今日本の潜在的な成長率は0.3%、先進諸国に比べて低い。さらに、近年の賃金上昇、原材料価格の高止まり、また価格転嫁の進展など背景に、緩やかなインフレ局面にあるということが指摘されていると認識しております。

そういった中で、これも委員御指摘のとおりなのですが、デフレ局面の中では需要喚起策といったものが有効であることに対して、インフレ局面では技術革新や生産性向上によ

るイノベーション、持続的な成長基盤を構築していくことが求められていると承知しております。

そのような中で、委員から若者、また長期的な投資をどう進めていくかというところなのですが、県ではこれまで半導体関連産業、医療機器、ヘルステック分野などの成長産業への投資や半導体、高度技術人材育成施設、I—S P A R Kの整備、また農林水産業におけるデジタルA I、I o Tを活用したイノベーション促進、さらに既存の体制の連携でもイノベーションというのは創出できるのだろうと考えておりまして、東京大学をはじめ大学や研究機関との連携強化などを進めるとともに、県内産学官によるイノベーションの創出に向け、基盤研究から事業化まで一貫して支援する事業、スタートアップ振興の事業などを令和8年度の当初予算に盛り込んでいるところでございます。

引き続き、自動車、半導体に代表されるものづくり分野の一層の産業集積や県産品の輸出拡大を進めながら新たな価値を生み出し、本県産業の成長率を高める施策をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

○岩渕誠委員 それはよくわかりました。問題は、若者のイノベーターをどう育てていくか、そのための裏づけになる長期の投資をどうするかという話をしているわけです。

端的に言うと、スタートアップ成長促進事業というのは、これは予算特別委員会でするのだと思いますが、これも含め、やはり長期的にどうやって投資を呼び込む環境を作っていくか、それとそれをできれば長期的に開催をしないとこの意味が薄れるということなのです。

その点で、いわゆるイベントとして捉えるのか、もっとイノベーションをやるために長期的なトレンド、政策として打つ必要があると考えているのか、この辺がやはりバックボーンを持った政策なのか、それともイベント的な政策なのかという違いになってくるわけでありまして、県としての考え方、その辺はどう捉えているか伺いたいと思います。

○小野政策企画部長 今委員からお話がありましたスタートアップ振興事業、来年度予定しているものでございますけれども、まずは県内で1回そういった投資家、それからスタートアップの企業と各分野の皆様も含めて、全国あるいは世界から集まっただいて、そういったものをまずはやろうといったことではございますけれども、これは一過性のイベントといったことではなくて、知事の答弁があったかと思いますが、エコシステムとして、つまりビジネスモデルとして回っていく、実装できるようなものをつくっていききたいというような考えがございます。

先ほど委員からお話ありましたように、そのためには長期的な観点からの投資、それから人づくりといったところも重要になってくると思いますので、これはこれからさまざまな構想が具体化していくものかと思いますが、そういったスタートアップの牽引役となるような若い人たち、そういった人たちをどうやって育てていくのか、この岩手の地でといったところも含めて、一過性のイベントではなくて中長期的な事業として取り組んでまいりたいと思います。

○**岩渕誠委員** 最後にしますが、理論を勉強するということは物すごく大事なことで、なぜかというイノベーションに関する技術も、こうすると失敗しますよとか、こういうふうには世の中は進んでいきますよという話を、シューペンターは1943年に書いているわけです。簡単に言うと、資本主義はやっぱり長期的な投資によって成り立たなければいけない。つまり今合理性とか、タイパとか、コスパというのがあるけれども、そうではなくてもっと長期的なトレンドで投資をし続ける、あるいはイノベーションをし続けないと駄目ですよという話をしているわけです。彼は同時に、資本主義が進むと、効率性が進むと、少子化が進んで、資本主義は成功するのだけれども、自壊しますという話もして、大体その予言どおりになってきたわけですが、そういうところの裏を行かなければいけない。

では、何をするかというところは、ある程度やっぱりバックボーンをきちんと持ってやっていかないと、政策トレンドの中でイノベーションという言葉だけ、創造的破壊とかいう、そういうトレンドの言葉だけでやっていくと、やっぱり地に足がつかない政策になって、結局できない。しかも、長期的な投資ができるというのは、それは銀行もそうなのだけれども、岩手県においては、やっぱり行政体がそういう長期のトレンドで、息の長い支援と、やっぱりその考え方を、四半期ごとの決算どうなったではなくて、3年先、5年先にどういうことをやるのかというような政策のスパンを長く見ないと、その評価のスパンを長く見ないと、こういうものは絶対に成功しないと思います。ぜひそういう形で投資を進めていただきたいと思います。所感があれば伺って終わります。

○**小野政策企画部長** 国の地方創生に関する総合戦略は、昨年12月に閣議決定されたわけですが、それに先立って国で基本的な方針を出されました。それをつくられた当時の内閣官房の参事官の方といろいろ意見交換したのですが、その際もやっぱりこれから目指すべきは地域における新結合なのだ、技術革新ということだけでなく、新結合というお話をいただきました。それは、先ほど委員からお話があった、いわゆるイノベーションの三つの範疇といったことですので、決して技術だけではないのです。例えば生産方式とどのように組み合わせるか、今あるもの、ゼロからだけではなくてといったこともあるかと思えます。単にトレンドといったことではなくて、本県にあるもの、そして本県に集まっていたらいいようなさまざまな要素を新結合させていくことが重要と考えております。

○**飯澤匡委員** それでは、質問させていただきます。

さきの代表質問で、医療局管理者の件について、知事に御自身のコミットについて話しましたが、全くその点については本人がどの程度までかかわるのかというのは、その中で見通せたとすれば、本人はさほど重要に感じていなかったと、ほとんどスループースで出たのではないかなというようにことはあぶり出せたかと思いました。

そこで、やはり生半可で出した議案を最終的には撤回ということになって、結果的に撤回という点については、私は強く言うつもりはありませんけれども、やはりこの生半可な案を出したという政策決定に至る経過、これは後々に政策を実行、遂行する上で大変重要なポイントだと思っていますので、この点について少しお話をお聞きしたいと思います。

答弁の中で、知事は庁議でも随時お話をしていたというような話だったのですが、話をしていた割には、こういう重要な案件がスルーされていたというのは、私はとても得心できないのです。今日は部局長の方々が来ていますから、この案件について庁議でどのようなお話をされていたのか。これは大変重要な課題ですよ、県立病院の運営問題というのは。例の無償化問題に次ぐ大変重要な局面だと私は思っているし、知事もそういうふうに言っていました。その割には、簡単に引っ込めるような案が出てきたというのは、私は大変遺憾なことだと思いますし、また私の質問を聞いていた県職員の元OBの方も、これは大変、これこそゆゆしき事態だと、こういうように言っていましたけれども、その庁議の内容についてどのような検討をされたのか教えていただきたいと思います。

○畠山参事兼人事課総括課長 重要な県政課題につきましては、知事、副知事、関係部局長が出席します会議等で部局横断的に協議しながら組織として課題共有をし、政策形成を図ってきたところでございます。

今回の医療局管理者の設置案におきましては、県立病院の経営状況が悪化する中で、病院事業の経営層を強化することにより、さらなる収支改善、それから医師の確保、福祉との連携を図る旨、整理した上で議会に御説明差し上げたところでございます。

今回の成案を含めまして、これまで組織、ポストの見直しにおきましては、それらの会議等には諮ってこなかったものでございますが、審査の過程におきまして、数値目標や経営戦略など、議員の皆さんから厳しい御意見をいただいたことは真摯に受け止めたいと考えておりまして、今後部局横断的な会議等をこれまで以上に活用しながら、しっかりとした政策のさらなる磨き上げに努めていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 だから、結果論を言われてもしようがないのです。これは、非常に重要な局面の中で、そういう行動に移ったということは不思議でならないわけです。僕らより皆さん方のほうが、常に県政課題については深く研究をされ、それで見通しているわけですから。我々が言ったから、具体的な数値目標だとか——それから人事にかかわる諸問題については、庁議で何か異論出なかったのですか。それこそ逆に問題だと思うのだけれども、どうなのですか。小野政策企画部長、どうなのですか、出なかったのですか。

○小野政策企画部長 先ほど人事課総括課長から答弁いたしましたように、庁議で、毎年度、今年度各部局でこういった課題があり、こういった取り組みをしていきたいと思いますものを知事、副知事、各部局長が集まって、そしてそれぞれの所管の部局長から部局の課題、今年度の方向などについて説明をし、意見交換をするという場所があります。その中で、医療局からも医療局の経営状況、そして当該年度の経営改善、改革の方向などについて説明をいただき、意見交換をしたといったことで、そういった中では、例えばどういった改善策、コストダウン、あるいは経営を改善するための方策があるのかということについて意見交換がされたという記憶がございます。ということで、そういった会議の中では、そういう議論が行われて、知事、副知事、部局長の共通的な課題の認識を持っているといったところかと思えます。

○飯澤匡委員 今回の政策形成から議案に出されるまでの決定的な点は、総務部から、たしか9月末ぐらいにこの案が出された。私も代表質問で言いましたが、組織機構上、なかなか医療局はそれを断れない状況にありますよね、どう見ても。今の財政課みたいな大きな力を持ってして、やはりそういう方々にこういう案でどうだと言われたら、医療局はなかなか言えない状況にある。そこで、なかなか本質的な議論がないままに、ずっと出されてしまった。だから、その本質的な議論がなされないままずっと出てきたというところに、今回の大きなミステークがあると私は思うのです。そこの部分でどのような協議をされたのかということを私は知りたい。そこで何もなくて、総務部から出たやつがそのままずっと出たならば、それはそれで大問題だと思うのですよ、僕は。そこは問題だと皆さん方思わなかったですか。県立病院の問題というのは、とっても大きな、今県政課題の中で重要な課題です。その中で、そういう議論もされないというのは、とても私は不思議ではないのだけれども。そうすると、セクションごとで話したから、それでいいという、そういう意思決定体制なのですか、総務部長。

○福田総務部長 本会議において、知事から庁議、政策会議、それから知事への業務説明などで意見交換をしているというお話がございました。特に知事への業務説明において、医療局のほうから、毎年度、病院事業の経営状況などについては報告して意見交換しておりますので、そういったことを指しておっしゃったのかなと考えております。

一方で、この条例提案に至る経緯につきましては、私も遡れる限り確認したところ、方針検討を行ったのが、知事もおっしゃいましたが、令和6年11月という形で、11月18日だったと思いますが、から具体的な検討に入ったというところは、私のほうでも確認しておるところでございます。

一方で、医療局との関係では、おっしゃるとおり9月頃ですか、本格的な協議を行ったというところございまして、その結果、経営の改善ですとか医師の確保、それから新たな分野、福祉との連携、こういったことについて論点整理を行わせていただいたところありますが、ただ一方で、議会でも御指摘いただいたとおり、数値目標をはじめさまざまな御指摘をいただいたところです。

○飯澤匡委員 だから、その責任の所在というのはどこにあるかさっぱりわからないのです。みんなそこを避けて歩いていて。今後もっと懸念するのは、知事がこういう議案の撤回も場合によっては今後あるかと思えますというような答弁をしましたよね。県庁の議案の出し方というのは、そういう体制でいいのですか。知事の言うままでいいのですか。所感を求めます。

○福田総務部長 本来議会に提案する議案につきましては、しっかり吟味した上で提出するというのが基本だと考えております。一方で、ルールとして撤回するという制度が設けられている以上、全く撤回があり得ないということではないということを知事が申し上げたのかと思います。

○飯澤匡委員 今後この件については、これぐらいでおさめようと思えますけれども、い

ずれスルーしたということは間違いないと思うのです。知事自身に問題意識なかったということですね。議会側からあれだけ出ているということは、普通に考えれば、どうやっておかしいと思います。どうやっておかしい。そこがやっぱり5期目の惰性というか、そこら辺が私は非常に強く感じた本会議での質問でした。

今後は、医療局においてどういう案が示されるかわかりませんが、医療局の経営体制をしっかりとやること、今度の予算議会に出ると思いますけれども、それを見守るしかないかと思います。非常に大きな禍根を残したので、その点についてはしっかり反省をして、誰からも反省の話が出てこないのですけれども、そんなことでいいのですか、大丈夫なのですか。この件はこれで最後にします。

○小野政策企画部長 ただいま委員から厳しくお話をいただきました。私どもも県議会にさまざまな議案を提出させていただき、また計画の策定に当たっても御説明をし、御意見をいただき、必要なものは直すということでございます。今回議会からさまざま御指摘をいただき、議案について撤回したわけでございますので、そういった事実があったといったこと、なぜそういうふうになったのかということも厳しく胸に刻みまして、こういったことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 最後に、この原因は知事にも、どのようなことでこうなったかよく調べたほうがいいですよと言ったのですけれども、庁議の中でそのような調査をするようなお話はありましたか。

○小野政策企画部長 まだ庁議を開催しておりませんので、まだそういったお話はございません。申しわけありません。

○飯澤匡委員 わかりました。

それでは次に、ILCの件について伺います。今後、今まで本当にひどい状況が続いてきましたが、少しは光明が出てきたかと思っています。まだまだ大変ですが、いずれ高市内閣が先端産業に対する投資については積極的に行うような話が出ておりますので、これがずばり該当するかどうか、これは私たちのこれからのアプローチの仕方だろうと思っております。私の考えとして、今までの要望活動よりも、さらに違った角度でギアアップしていかないと、もう追いついていかないと考えているわけです。

この間、ILCの推進議連の中で、工藤大輔前議長が、やはり宮城県側とともに意見交換会を政府筋の中の方々とも行うような、あと自由民主党政務調査会の方々で行うような、要望活動だけではなくて、そういうようなことをしたほうがいいのではないかという——これはまさしくそういう提案というのを真摯に受け止めて、やはりこれまでやってこなかったようなことをやっていかないと、我々ももう十何年やっているわけですから、これはもう最後のチャンスと捉えてやっていかないと駄目だと思うのですが、ILC推進局長、その思いというのはどうですか。どのような覚悟でいらっしゃるか教えてください。

○植野ILC推進局長 委員から新たな活動というか、本会議の質問でおっしゃいますと、ギアを上げて誘致活動をされいというような御意見も頂戴しております。今委員から御紹

介ありましたように、ようやく国会議連が再始動しまして、役員が決まったところで、少し選挙の期間がありまして、活動が停滞していましたが、これから本格的に活動も再開されるのかなと思っておりますので、そういった国会議員の方々の活動をサポートするような取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

それには、通常の要望活動に加えまして、やはり専門家、研究者を呼んだいろいろな意見交換の機会とか、そういったものも出てくると思いますので、そういったところの環境づくりみたいなところも東北地方で進めていかなければいけないと思いますし、工藤大輔委員から、議連の役員会で御紹介ありました宮城県との連携につきましても、これまでも岩手県、宮城県、両県議連で活動をやってきたわけなのですけれども、さらにパワーアップして、しっかり今宮城県と岩手県の自由民主党の幹部の方々もいらっしゃいますので、そういった方々との意見交換、あるいは議連の仲間を加えて、活動を増やしていきたいと思っております。

今回の衆議院議員選挙で、今までILCを応援していた国会議員の方々が復活当選というか、改めて御当選されておりますので、そういう方々を中心にロビー活動も加えまして仲間を増やして、いずれ大きな塊になって政府にアプローチしていくような取り組みをしていきたいと思えます。

また、あわせて先ほど御紹介ありました政府の成長戦略、地域未来戦略に向けてもILCが取り込まれるように、そういった政府側のアプローチも重層的に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○飯澤匡委員 何か有識者会議の決定を上書きするとか、そんな小手先ではもう駄目だと思うのです。それは鈴木俊一幹事長が言ったのだけれども、私はその後、鈴木先生に有識者会議のメンバーも選定し直してくださいよと言ったら、それは私の権限ではないなんて逃げられてしまっ。そういうことではなくて、やっぱり核心に切り込むようなやり方を、少しこっちも血が出るぐらいの覚悟でやっていかないと。これが最後のチャンスだと思ってやらないと。具体的には高市総理との面談を2分でもいいから取り付けるとか、宮城県側とも協力をしながら、ありとあらゆる考えつく方法を実行する以外ないと思うのです。予算が2,000万円削られて、どうなのかなと思ったりして、ちょっと意地悪な質問をしましたがけれども、いずれ必要な経費はばんばんかけてやっていくように、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

我々の任期もあと1年少々ですから、この中で、できる範囲で、県の議連もそうだし、あと今の宮城県、岩手県の推進議連の基になったのは県境議連ですから、そこのメンバーがコアになって今に至っておりますので、しっかり連携を取りながらやっていきたいと思えます。

知事があまりやりたくないのだったら、佐々木副知事でいいと思えますよ。要望活動もあまりやりたくなさそうだったから。そういうことも含めて、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○白澤勉委員 私から、まず最初に県行政における単年度会計予算制度について伺いたします。

代表質問においても、マニフェストプラス 39 の実効性、そして県財政に与える見通しについて質問させていただきました。今後の実質公債費比率、あるいは将来負担比率の見通し、どのように見ているのかということで質問し、答弁の中で施設整備などに 1,000 億円程度の県債発行を行った場合には、実質公債費比率 1%、将来負担比率 10%上昇するというような答弁がありましたが、改めて今後の見通しについて具体的にお示しください。

○佐藤参事兼財政課総括課長 実質公債費比率と将来負担比率についてですが、実質公債費比率については、中期財政見通しを公表しておりまして、令和 7 年 9 月に公表した内容では、実質公債費比率は今後上昇し、令和 11 年度には 16%になる見込みとしています。それから、将来負担比率については、今委員から御指摘あったとおり 1,000 億円程度で将来負担比率 15%と上昇するという見込みをしております。

ストック指標である将来負担比率は、その時点での将来の負担を指しておりまして、それらを参考にしながら予算編成をするようにということで、現在の将来負担比率については 196.8%ということであります。

○白澤勉委員 ニュースで、兵庫県で近年長期金利が上昇した影響で、過去に県債発行した事業などの償還が増加して、起債許可団体に移行するというようなニュースも飛び込んできているわけでありまして。そういう中において今回の 1,000 億円程度の県債発行を行った場合、実質的な公債費がどのくらい、30 とか 50 なのか、どの程度の増加が起きて 1%上昇するのか。

中期財政見通しの普通建設事業費を見ると、900 億円程度で、令和 8 年度 892 億円となっておりまして、今後は少し減少すると、令和 11 年までは示されているのですけれども、その規模とか、あるいは今後の見通し、まさに長期金利の上昇が影響してくるところも想像されますが、改めて具体的に見通しをお聞きしたい。

○佐藤参事兼財政課総括課長 まず初めに、委員から御指摘のありました 1,000 億円程度の県債発行を行うと 1%ということなのですが、1,000 億円程度の県債を発行しますと、大体起債の償還、通算 30 年、据え置き 5 年、利率 2%ということで仮定しますと、単年度で元利償還金が最大 60 億円程度増加すると。一方で、半分がこれまでの実績を見ると交付税が見込まれますので、公債費として約 30%、実質公債費比率を出すときの分母、財政規模ですけれども、これを引くのですが、大体 3,000 億円ちょっと行くというところで、そう考えると 30 割る 3,000 で 1%ぐらいの上昇になるというのがまず一つになります。

それから、金利の上昇についてですが、確かに近年金利が上がってきていまして、そういったものを見込んでおりまして、中期財政見通しに関しては公債費が上昇してきて、11 年度には 940 億円程度、そして実質公債費比率に関しては、16.4%という形まで増加すると見込まれます。

○白澤勉委員 一言で言えば、今後の見通しとして県財政は明るいのか、あるいは要は危

険的な水準にいるのか、一言でわかりやすくお示してください。

○佐藤参事兼財政課総括課長 一言ということでしたが、一言で言うのはなかなか難しく、18%というのは起債許可団体でありまして、16.4%というのはそれから少し近くなっているというのと、あと全国の平均だと今 10.1%、実質公債費比率 10. 幾つ上回っているのですけれども、そういった意味で今のうちの県の実質公債費比率は高いという状況になります。一方で、許可団体にはまだいっていませんので、楽観視はできないのですが、危機的状況にまでは陥っていないという言い方が正しいかと思います。

○臼澤勉委員 全国でも今の我が県の公債費比率 33 位という、そういったレベルであります、今危険な水準にはないというような、明快なお言葉をいただきました。

それで、少し伺いますが、県行政は単年度の会計予算制度を取っておりますが、これの弊害というものをどのように捉えているのか伺います。

○佐藤参事兼財政課総括課長 単年度会計の場合、複数年度にわたる取り組みが行いにくいというデメリットが指摘されているものと承知しております。これについては、現行の制度の債務負担行為や基金の活用等、対応できるような仕組みになっております。

それから、せっかくなので、少し御紹介します。予算単年度主義について、委員は御承知だと思うのですが、国は憲法、財政法、地方は地方自治法に定められておりまして、これは議会において毎年度の予算を審議、議決するという、財政民主主義の理念に基づく制度となっているものと認識しております。

○臼澤勉委員 憲法第 86 条の話も少し触れられましたが、先ほどまず財政的には我が県は問題ないということで、そういった意味において単年度均衡をあまりにも過度に重視することによる緊縮型の将来への投資抑制という部分について、高市政権も含めてやはり前向きに取り組んでいこうと、あるいは投資を呼び込んでいこうという、そういったことが今回の選挙でも結構支持されているかと思っておりました。

国でも、そのような意味では、単年度の P B——プライマリーバランスの均衡という部分を少し見直しながら、やみくもにだらだらと予算を使うという意味ではなく、責任あるという言葉をしっかり述べています。今後県財政のほうでも累積 P B で均衡を図っていくお考えなのか、こういった部分も恐らく検討をしていくのかと思うのですが、御所見をお聞きます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 委員が御指摘されていることの一つは、例えば大規模な施設整備等を行う場合、年度による事業費の偏りが見込まれる。その整備費を単年度で調整することは、現実的には困難ではないかというのが一つあると思います。御指摘はそのとおりだと思いますので、財政目標の公共施設に係る県民 1 人決算額については、単年度ではなく複数年度の平均と今年度したというのが一つあります。

それから、プライマリーバランスについては少し難しく、国は赤字国債の発行が可能なのですが、地方公共団体は赤字地方債の発行が原則として認められないということや、先ほどお話しした予算単年度主義といったことも考慮することになると思いますので、現

状ではちょっと考えてはいないのですが、今、国の状況等を見つつ検討してまいりたいと思います。

○白澤勉委員 先ほど岩渕誠委員も、長期トレンドに基づきながら、少し評価スパンのお話もされていました。いずれ今後県としても、さまざまな事業の取り組みみたいところは、対外投資を呼び込むような政策、それが人口減少、あるいはそういった社会減という部分で、要は岩手県の経済を大きく動かして育てていく。そういったものに資するような事業の執行というものが、財政当局もそういった頭を少し切り替えるタイミングなのかなと思っていましたので、ちょっと質問させていただきました。

次に、熊対策の絡みで、本来であれば環境生活部の自然保護課などが所管しているというのは重々承知の上でお聞きしますけれども、私の問題意識は県としての危機管理認識とか危機管理対応、もっと言うならば県民の命が、令和7年には5名の方がお亡くなりになり、そして人的被害も多く発生しているので危機管理という意味で、御質問させていただきます。

まず初めに、令和7年7月に北上で最初の死亡事案が発生、それから10月に4名の方々が亡くなっている。こういった状況においての県としての危機管理に対する認識、危機管理レベルの認識、どのように捉えていたのかお伺いします。

○石川総括危機管理監兼放射線影響対策課長 熊被害の危機レベルの認識についてであります。令和7年度の県内の熊の出没件数、令和8年1月末現在で9,617件であり、過去5年間の同時期と比較すると最も多くなっております。また、令和7年度における県内の熊による人身被害、令和8年2月13日現在で38件、39人となっております。熊の出没、人身被害件数とも多かった令和5年度の46件、49件、これに迫る件数でございます。さらに、令和6年度、昨年度1年間で10件、10人であったことと比べても、かなり多い件数となっていますことから、高い危機意識を持って対処すべき事態だと認識しております。

○白澤勉委員 今9,617件という、5年間で過去最多の件数、そして死亡事故も5件、人身被害も38件というような状況にあったということです。お隣の秋田県の動きと岩手県の動き、特に知事の動きについてお伺いしていくのですけれども、隣の秋田県では10月27日、岩手県の5人目が発生したときに、3人目の死亡事案が発生したというところ。その翌日に、秋田県の知事は、結構ニュースでも全国放送でも報道されました。10月28日には、小泉進次郎防衛大臣にも訪問しながら、自衛隊の箱わな設置、後方支援、もう自ら知事は飛び込んでいかれた。そして、10月30日には熊対策強化のプロジェクトチームを立ち上げて取り組んできている。一方で、岩手県の知事の対応について、国のほうに直接いつ要望に行かれているのか、確認させてください。

○本多参事兼政策企画課総括課長 熊類の被害に関する知事の国への要望ということなのですが、毎年6月に実施しております政府要望において、ツキノワグマ規制管理や銃による市街地等での円滑な捕獲に向けた体制構築を要望しているというところがございます。そういったことに加えまして、委員が御指摘の令和7年の状況を踏まえまして、11月5日

になりますけれども、これは中の話になりますけれども、知事以下が出席した第1回ツキノワグマ対策関係部局長会議を開催しまして、その中でツキノワグマ対策基本方針を決定しております。翌6日の日になりますけれども、こちらは佐々木副知事が環境省を訪問し、緊急要望を実施しました。また、同日に開催された北海道・東北地方知事会議、これは青森県で開催されましたけれども、そちらには知事が出席いたしまして、その中で知事の発案によりまして、北東知事会としての緊急提言、熊類被害に対する緊急提言の実施が決定されました。その決定を受けて、同月13日に実施された北東知事会としての要望活動には佐々木副知事が出席して、岩手県の現状等を説明したというところでございます。

○白澤勉委員 私は、知事が直接政府に要望に行った事実はあるかないかを聞いております。あるかないかをお願いします。

○本多参事兼政策企画課総括課長 昨年の10月から12月の間というところで申し上げますと、熊類の被害に関して直接申し上げた経緯はないというところでございます。

○白澤勉委員 県民の貴い命が本当に危険にさらされている状況でありました。そういう中において、例えば市長会の盛岡市長の内館市長も県のほうに御要望で、それぞれの自治体が対応するレベルはちょっと超えていると、やはり県としても、あるいはさらなる対応強化というものを強く求めている状況に、あの当時、去年の10月、11月、そういう状況にあったと私は捉えております。

そういう中において、岩手県知事は11月10日から13日にかけて、韓国のほうに海外出張されておりますけれども、何をしに、そして誰が判断して出張命令をされているのか確認させてください。

○本多参事兼政策企画課総括課長 知事の韓国の出張についてでございますが、こちらは日韓知事会議と、それに合わせた観光プロモーションに出席したところでございます。日韓の知事会議に関しましては、本県の重要課題であります人口減少及び地方消滅への対応施策といったものについて、韓国側の地方自治体との意見交換を行っています。また、あわせて行いました観光プロモーションでは、テーマが日本の小都市といったものでございまして、韓国のメディア等へのPRを行ったものというところでございます。この旅行の行事ともに、知事が自ら出席することでより高い効果が得られるものであると考えております。

訪問時期につきまして、委員御指摘のとおり、ツキノワグマの対策基本方針の決定後というところもありまして、熊対策を決しておろそかにするということではなく、連絡体制を確立した上で、さらなる緊急事態が起きた場合にはすぐに帰国できるよう留意しながら出張を行ったところでございます。

○白澤勉委員 私もそのとおりだと信じております。ただ、県民の命を守る政策以上、優先されるべき事業とか政策が存在するのか。県としての御認識を改めてお伺いしたいのが一つと、あと知事はどのような判断基準で、県民の命が危険にさらされている非常事態のような状況に私はあったと思うのですけれども、そのような中において、どういう判断基

準で決断、対応をされたのかお伺いします。

○**本多参事兼政策企画課総括課長** 日韓知事会議に行く際の判断というところなのですが、さまざまツキノワグマ対策といったことで、まずその基本方針が決定したというところがございます。また、北東知事会のほうでの要望活動に行くというところもございました。決してツキノワグマ対策を、先ほども御答弁申し上げましたが、おろそかにするというのではなく、もう何かあればすぐに戻るというふうな連絡対策を構築した上で、韓国における日韓知事会議でありますとか、観光プロモーションには参加したというところでございます。

○**臼澤勉委員** それでは、お伺いしますが、おろそかにしていないと、そういった県民の命を守る取り組み、なぜ直接国に要望されなかったのか。あるいは県の復興防災なり、皆様から、ぜひ知事に直接働きかけていただきたいという御提案をされたのか、されなかったのか。要はされて行かないのか、必要ないと判断されて行っていないのか、どちらなのですか。

○**小野政策企画部長** 委員御指摘のように、県民の安全、安心、この確保は最優先の県の仕事でございます。これを前提といたしまして、今回の日韓知事会議等の出張に際しましては、責任を持って対応できる体制を整え、緊急時には速やかに報告、指示が行われるような仕組みを確保しておりました。

その上で、なぜ知事が行かなかったのかといったことで、まさに日程の中で、知事に直接行っていただけのような日程も、かなり我々も考えて、知事にも相談しております。先ほどお話ありましたように、県としての基本方針を決定し、その後、翌日になりますけれども、佐々木副知事の単独要望、同時に知事は青森県での緊急要望のほうに、北東知事会議で緊急要望をやりましょうと、知事が提案をして、その場でぜひやろうという話でまとまりました。

そこから、できるだけ政府の高官の方に対して要望できるように、さまざまなルートでアポを試みたのですが、そこがうまくいかなかったといったこともございまして、それで秋田県知事、それから他県の知事等の日程も勘案いたしまして、結果的に緊急要望については11月13日になったという、スケジュールの兼ね合いといったこともありまして、そういった中で最終的に判断して、佐々木副知事の緊急要望になったということではございますけれども、やはりここは重要なものについては、さまざまな観点から検討していったといったことでございます。

○**臼澤勉委員** 本来であれば、知事に直接聞かなければいけないというテーマなのですが、この前の代表質問のときも時間が限られていたので、一応事務的に確認させていただきました。

いずれさまざまトップとして、秋田県知事などは、自ら率先して小泉進次郎大臣とアポイントを取りながら動いていく、そういう知事もいるという現実。さまざまなことはあるのかもしれませんが、ただ先ほども言いましたとおり、さまざまな用務がもう既に入って

いる中において、やっぱり何を最優先して取り組まなければいけないのかと、県のトップとして、県民の命を守る政策以上の政策というのは、改めて言うまでもないのですけれども、私はないと思うのです。

そういう中においては、あえて聞きますけれども、知事が行く政府要望の基準と、これは副知事でいいよとか、何かこういう基準とかあるのですか。こういった場合は知事が行く、こういったときは副知事だとか、何かそういう基準がもしあるのであれば、逆に聞きますけれども。

いずれ知事として、具体的にやっぱりトップがやらなければいけない、トップでしかできない動きというのがあると思うのです、はっきり言って。優秀な副知事も2人いらっしゃる。だけれども、やっぱりトップだから、相手は時間を取る。相手だって日程がいろいろ詰まっているわけです。ただ、岩手県知事だから、この熊の被害をぜひ聞いてくれという思いがあればこそ、相手だって、あるいは大臣だって、日程を空けたり、調整するわけであると思うのです。そこら辺を再度少しお聞かせください。

○小野政策企画部長 やはり緊急的な災害でありますとか、人命にかかわること、重要な項目につきましては、知事最優先で要望といったことで取り組んでおります。ただ、先ほど委員からお話ありますように、相手方とのことも一つございます。国会日程等忙しい中、なかなか日程が取れないということもございます。また、複数の都道府県によって伺う際には、さまざまなバランスといったこともあります。そういったものを総合的に勘案して、知事なのか、副知事なのかということを決めている。知事までお諮りした上で決めているということになります。

○白澤勉委員 最後にいたしますが、いずれ10月から11月にかけて、日にちは結構あるという言い方もあれですけれども、その中において、本当に働きかけていただければ、相手は日程を調整してくれると、私はそのように思います。ぜひ少しそこら辺も、今後の予算特別委員会でも佐々木宣和委員も取り上げていくのだと思いますけれども、そこら辺の安全、安心、防災の危機管理の対応についても、遠慮なく知事と、ぜひここは行ってほしいのですという皆様の思いもぶつけたら、知事だってまた考えを変える可能性はあると思うのです。やっぱりそういった意味で、そして市長会とか市町村も本当に困っているような状況にありましたし、これからも今後継続して、やっぱり対応していかなければいけない状況だと思いますので、そこら辺は小野政策企画部長も信頼感は知事とはしっかりあると思いますし、幹部の皆様方、ぜひここはということで対応してもらえればありがたいなと思います。何かあれば御所見聞いて終わります。

○小野政策企画部長 今委員からございましたが、知事は決してちゅうちょされているわけではなくて、行かなければいけないといった考え方でいらっしゃると思います。そういった中で、日程調整、これは私どもの十分でないところもあって行けなかったといった部分も結果的にあったと思います。ですので、重要なものについては、知事に要望に行っているように、最善を尽くしてまいりたいと考えます。

○佐々木宣和委員 私からは、警察署の再編整備計画に関して伺いたいと思います。

今日も紫波警察署の再整備ということの議案もありましたし、先ほども建物全体としてどう考えていくのかという機能の話も出たところであります。今人口減少や過疎化の進行、治安情勢の変化等を踏まえて警察署再編整備計画を策定し、小規模警察署の統合と本庁舎化を進める方針としております。計画では、岩泉警察署及び遠野警察署は、警察官定数が50人未満の小規模署であり、夜間、休日体制の脆弱性や大規模事件、事故への対応能力不足などの課題があるとされております。また、統合後は、分庁舎及び幹部交番体制により、地域警察活動を維持するとされています。

これは、警察の考え方の紹介でございましたけれども、人口減少が進む本県においては、今後も小規模の自治体が増加していきまして、警察機能の拠点化、集約化はさらに進むことが想定されるところになります。安全は、地域に最も身近な公共サービスでありまして、特に高齢化が進む中山間、沿岸地域では、警察機能の距離的、心理的な遠隔化が地域の安心感に影響を与えることが懸念されています。そこで、今日は人口減少社会における警察体制の将来像について質問させていただきたいと思います。

一つ目です。小規模警察署の維持は、今後どの段階で困難となると認識をしているのか、県内の警察署体制の将来見通しについて伺います。

○三浦参事官兼警務課長 お答え申し上げます。

小規模警察署の維持について、どの段階で困難となるのかといった認識を御質問されたところでございますけれども、どの時点というのはちょっと明確にお答えするのは困難ではございますが、先ほど委員がお話しされたように社会情勢の変化、治安情勢の変化に伴い、5年後、10年後、岩手県警察が治安責任を果たしていくためにどういう組織体制が最も合理的、効率的なのかといった観点から検討を開始しまして、現状のままでさらに警察力の強化を図るためには、小規模警察署を統合して、スケールメリットを生かした運営をしていくべきだろうという考えに至ったものでございます。

県内の警察署の再生の将来の見通しにつきましては、現状では委員御指摘のとおり、岩泉警察署を宮古警察署に統合し、令和9年4月からの運用を予定しているところでございます。その数年後、遠野警察署を釜石警察署に統合し、運用していく予定としておるところでございます。以上です。

○佐々木宣和委員 今回この案が示されて、改めて警察署が岩手県の地図にポイントされているわけですが、大分県北、沿岸地域が薄くなっています。見ればわかる話なのですが、4号線沿いのところにのみある程度あるなというふうなことも、地図を見ればわかることなのですが、その中でどのように考えていくのかということも大事なかなと思っております。

二つ目の質問ですが、分庁舎化後の体制は、指揮命令系統や捜査指揮、事件処理能力の面で警察署とどのような差異があるのか、住民から見た警察力の質は統合前と同等と評価できるのか、その点を伺いたいと思います。

○三浦参事官兼警務課長 お答え申し上げます。

分庁舎後の体制について、統合前と同等と評価できるのかという御質問でございますが、統合による人員の集約というのは幹部職員でございます。あくまでも幹部職員を集約するということで、幹部職員が宮古警察署のほう、そして現状の実働人員は分庁舎に残って業務を行うということでございます。指揮命令系統に関しましては、そのとおり離れたところから指揮することになるわけですが、警察はそれなりに無線機であるとか、通信手段を装備しておりますので、そのようなやり取りで指揮を行うことが可能でございます。ですので、警察力の質というのは、統合前とほぼ同等であると考えております。以上です。

○佐々木宣和委員 ほぼ同等というような表現がありましたけれども、では次に3番目です。駐在所統合により、常勤警察官がいない地域が拡大することとなりますけれども、高齢化、過疎化が進む地域における安全確保をどのように維持していくのか伺います。

○三浦参事官兼警務課長 統合により、警察官がいない地域、過疎化が進む地域の安全確保をどのように維持していくのかという御質問でございますけれども、駐在所は一部統合しますが、受持ち警察官、その地域を担当する警察官というものが不在、いなくなるわけではございません。地域を担当する警察官はおります。勤務場所が幹部交番になるという形になるのがほとんどだと思いますので、幹部交番からその地域のほうに足を運んで、パトロールもしくは巡回という形で業務を行っていくということで、その地域の安全を確保してまいりたいと考えております。以上です。

○佐々木宣和委員 受持ちはもちろんあると思うのですが、それがかなり広がって、私は岩泉町に住んでいますが、岩泉町は992平方キロあるのです。宮古市が1,260、二つ足すと香川県より広い。これを一つの警察署で見ていくというのは、かなりハードな作業になるかと思ひますし、もちろん分署化して人員は確保しつつ、幹部が遠隔でやるような話なので、理解はするのですが、距離が遠いということは十二分に承知かと思ひますけれども。

そして、4番目の話です。警察署統合により、本署からの距離が拡大する地域も生じるところでございますけれども、事件、事故発生時の現場到着時間や初動対応体制は、統合前後でどのように変化すると思われているのか伺います。

○三浦参事官兼警務課長 初動対応体制に関する御質問でございますけれども、まず第1に初動に当たるべきパトカー勤務員でございますが、これは間違いなく確保、配置いたします。間違いなくこれは配置いたします。そのほか、生活安全、刑事、交通の各専門員もおりますので、初動対応に遅れがあるといったことはないようにしっかりと対応してまいりたいと思ひます。

それで、さらに応援が必要だということになれば、宮古から緊急走行で駆けつけるといった形で、事件、事故対応に遺漏のないようにしてまいりたいと考えております。以上です。

○佐々木宣和委員 5番目の質問です。人口減少がさらに進む将来において、小規模自治

体における警察体制の分庁舎、幹部交番、駐在所などと、どのような階層構造で実施していく構想なのか、本県における地域警察の将来モデルについて伺います。

○三浦参事官兼警務課長 本県における地域警察の将来モデルについての御質問でございますが、地域警察、交番、駐在所につきましては、現在、そういうものを検討しながら統廃合を進めているところでございます。地域の住民の皆様の利便性にも配慮しつつ、一方で世の中には、交番、駐在所の襲撃を企図する人間もいるわけでございます。そういったことを考えますと、基本的には単独勤務ではなく、複数勤務で業務を行うのがよりよい形ではないかという考えもでございます。その点、地域の皆様の安全確保と、一方では警察官の安全確保という面の両輪といいますか両立、これをどのようにバランスを取っていくかということを考えながら、将来の統廃合を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐々木宣和委員 6番目です。小規模自治体では、行政、消防、医療など、地域安全機能全体の縮小が進む中で、自治体や消防、地域団体との役割分担や連携をどのように再構築していくのか、警察としての考え方を伺います。

○三浦参事官兼警務課長 自治体や消防、地域の団体等の連携についての質問でございますが、岩泉警察署であれば、分庁舎化された後は分庁舎の署長を中心として、外部の団体、自治体、消防、関係する団体とも連携を図っていくことになろうかと思いますが、一方で距離があったとしても、宮古警察署の幹部も必ず岩泉町等に顔を出して、もしくは会議体を形成するなどして、しっかりと災害等の事案が発生したときに適切に連携できるように、顔の見える関係というものをつくっていく必要があると考えているところでございます。以上です。

○佐々木宣和委員 聞き間違えたかもしれませんが、分庁舎の署長ということではないのですよね。宮古警察署の署長がいて、岩泉ということ。

○三浦参事官兼警務課長 済みません。分庁舎の署長と言いましたが、分庁舎の責任者ということです。

○佐々木宣和委員 最後ですけれども、警察署の再編は効率性の観点では合理的である一方で、住民の安心感は地域に警察が存在することに大きく依存すると思っております。小規模自治体における住民の安心感を将来にわたりどのように維持していくのか、この基本的な考え方を伺いたいと思います。

○三浦参事官兼警務課長 小規模自治体における住民の安心感を将来にわたりどのように維持していくのかという御質問でございましたが、警察官の姿を地域住民にお見せすることが安全、安心の確保につながると考えております。まちを白黒のパトカーで警邏をして、そして交通事故抑止活動、防犯活動であったり、もしくは制服警察官が各戸を訪問して巡回し、特殊詐欺や交通事故防止の広報活動を行うと、こういった地域住民に姿を見せる活動、姿を見て地域住民が安心感を得られると考えております。分庁舎化した後も、このような外部活動を積極的に行って、岩泉町の治安維持に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○佐々木宣和委員 まず一つは、今地域の方々に対する説明会をやっているかと思います。2月21日、22日、あした28日、また3月9日に説明会を行われるということでありまして、私も地域の方からさまざま不安というか、どうなるのかという話を聞かれますので、今日結構丁寧にお話を伺ったのですけれども、その説明会においても、しっかりとお話しいただきたいと思います。もう一つは今回分署化ということなのですが、その地域の方にとると、印象とすれば警察の方々の存在感は、病院とか、学校とか、そういったイメージと同じなので、なくなると少し寂しいという感情というのは、やっぱり持たれているのです。ですから、さっき言ったところの話に戻りますけれども、丁寧に、どういう意図で、どういう経過でこうなったのか、将来どういう形になるのか、何が変わるのかということをしつかりと住民の方に理解してもらわないといけないのと、あとはやはりただロジックを考えると、広い範囲にいる人間、広い範囲を見る人間が少なくなるというのも、これは事実なのです。要は分署化して、その署にいる人数が少なくなって、でもその面積はちゃんと見なければいけないということなので、リソースを下げる、少なくなるというのは事実だと思いますから、その辺もしっかり説明する必要があるかと思っております。

私もしっかりと地元の方々に説明するように取り組んでいきたいと思っております。お願いいたします。終わります。

○高橋穂至委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋穂至委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。